

東アジア史における琉球処分

はじめに

中学校や高等学校の歴史教科書では、「沖縄の廃藩置県」の別称として「琉球処分」という用語を注記している事例が多く、二〇〇五年三月検定済みの中学校歴史教科書の一つは「国境の画定と沖縄県」という項目の中で、次のように記述している⁽¹⁾。

琉球王国は江戸時代に薩摩藩の支配下にありましたが、同時に清にもしたがっていました。明治維新後、日本は琉球を日本の領土にしようと、まず琉球藩をおき、琉球島民が台湾で殺された事件を理由に、一八七四年、

西里 喜行

台湾に出兵しました。そして一八七九年に軍隊を派遣して琉球藩を廃止し、沖縄県をもうけました（琉球処分）。

ここでは、近代初頭の「領土画定」「国境画定」という視点から、日本が「琉球藩を廃止し、沖縄県をもうけ」たことを、琉球処分として注記しているだけで、冒頭記述の「薩摩と清国に従っていた琉球王国」が明治維新後に日本に滅ぼされたという事実は曖昧にされたままであることに留意すべきであろう。

周知のように、沖縄学の父と称される伊波普猷は二〇世紀の初頭に、琉球処分について次のように強調していた。

今から三百年前（即ち慶長役以前）の琉球人は純然たる自主の民であつた、それ故に彼等は或程度までその天稟を發揮することが出来た。しかしながら両大国の間に介在するの悲しさ、彼等はいつしか奴隸の境遇に沈淪して、充分にその天稟を發揮することが出来なくなった。（中略）私は琉球処分は一種の奴隸解放と⁽²⁾思つてゐる。（中略）琉球史の真相を知つてゐる人は、琉球処分の結果、所謂琉球王国は滅亡したが、琉球民族は日本帝国の中に入って復活したことを了解するであらう。

ここで伊波は琉球・沖縄史について、①純然たる自主の時代Ⅱ古琉球、②薩摩藩支配下の琉球王国時代Ⅱ奴隸時代と特徴づけながら、さらに③王国の滅亡Ⅱ奴隸解放という歴史観にもとづいて、琉球処分の内容と意義を「王国の滅亡と民族の復活」という意味深長なフレーズで示唆している。

琉球処分の内容を王国滅亡のプロセスとして見るならば、その起点（契機）はどこに求められるのだろうか。従来、琉球処分の内容と時期については、「明治政府による、琉球に対する統合措置。一八七一年（明治四）の鹿児島県管

轄への編入から、七九年の沖縄県設置までの一連の施策を⁽³⁾さす」とか、一八七二年の「琉球藩」の設置から一八八〇年の「分島問題」までを琉球処分の時期とするなどと、解説されている。

しかし、琉球処分を一八七九年の沖縄県の設置という史実に限定してしまうのではなく、琉球王国の滅亡のプロセスとして捉え返すならば、その起点（契機）は明治維新以前のアヘン戦争まで遡及すべきであろう。

アヘン戦争の後、東アジアの伝統的国際秩序（冊封進貢体制）が欧米列強の「外圧」を受けて揺らぐ中で、アジア・太平洋地域の小国（朝鮮・越南・琉球・緬甸・ハワイ等）が存立の危機に直面し、次々に大国（資本主義列強）へ併合、植民地化されたこと、しかし他方で、いずれの小国の場合でも、併合・植民地化のプロセスで、その長短強弱の差はあれ、自らの生存と主権（国家）を求める民衆・民族の抵抗運動、即ち救国運動が展開されたことは周知の通りである。

ここでは、アヘン戦争後のアジア・太平洋地域の小国を取り巻く国際環境の中で、琉球王国がどのようなプロセスを経て滅亡し、どのような抵抗（救国運動）を試みたのか、

その歴史的意義と限界について検討したい。

一 アヘン戦争後の琉球処分論

(1) 異国船の琉球来航と清英・清仏交渉

アヘン戦争の期間（一八四〇～四二年）、イギリス遠征軍は琉球列島を後方基地の候補地の一つとして戦略的に注目しはじめた。戦争終結直後、イギリス政府は東アジア海域の航路調査・測量を名目として軍艦サマラン号（ベルチャー艦長、二六〇名）を琉球諸島へ派遣し、福州駐在のイギリス領事は「和好」を求める書簡を琉球当局へ送るなど、積極的なアプローチを試みた。⁽⁵⁾

フランスも一八四四年四月、東洋艦隊所属のアルクメーヌ号（艦長デュブラン、二三〇名）を琉球へ送り込み、修好・貿易・布教を要求しただけでなく、宣教師のフォルカードらを琉球に逗留させた。二年後の四六年六月、三隻の艦船を率いて来航したフランス東洋艦隊のセシーユ提督は、約一ヶ月間滞在して琉球当局と条約締結交渉を続けたが、琉球当局を説得できず引き上げた。その前後に、イギリス艦船スターリング号も那覇港へ入港し、英国籍で医師兼宣教師のベッテルハイム一家を逗留させた。

このような前代未聞の事態に直面して、琉球当局は独自の外交交渉では対応できず、英仏人宣教師の退去について、対英・対仏交渉を行うよう清国当局へ要請するに至る。

清国と英仏公使との交渉は広東で繰り返された。フランスは琉球との交渉では王国が事実上薩摩藩の支配下にあることを認識した上で、琉仏条約の締結交渉を試みながら、清国との交渉では琉球に対する清国の宗主権を承認した上で、対英戦略の観点から、清国との同盟条約の締結に应じる用意があることを示唆し、その代償として暗に琉球の割譲を提案したものの、提案に固執することはなかった。⁽⁶⁾

広東駐在のイギリス公使は清国当局に対して「琉球は日本に付近し、兵械もて日本に奪い去らる。その地多くは日本の属国に係り、並えて天朝に専属するには非らず」と指摘し、あるいは琉球は「清国の版図の中に入らず」と言明するなど、早くも琉球の「主権」（所屬）⁽⁸⁾論争を展開したが、広東の清国当局は具体的に反論せず、イギリス側の主張を黙認せざるを得ない状況にあった。北京の清国皇帝も琉球逗留の宣教師を退去させるために、直接英仏公使に勅諭を下したり、軍船を琉球へ派遣して退去を迫る必要はないと言明し、広東当局に対英・対仏交渉を継続するよう命じた

だけであつた。⁽⁹⁾

しかし、広東の清国当局は英仏公使から情報を得て、琉球の歴史と現実をかなり正確に認識していたことから、アヘン戦争に敗北した現在の清国の実力では、琉球の要請に到底応じられないと判断して、ついに英仏との交渉継続は無益であるという結論に達し、琉球独自の外交交渉に任せると上奏するに至つた。⁽¹⁰⁾

(2) 徳川斉昭の琉球処分論

英仏艦船の琉球来航、宣教師の不法長期滞在という事態は、薩摩藩や江戸幕府の内外でも未曾有の対外的危機として受け止められ、いくつかの対応策（選択肢）が提示された。水戸藩の徳川斉昭は弘化三（一八四六）年七月一三日付の書簡で、琉球の対外危機をめぐる対応策を江戸幕府へ建議した。⁽¹¹⁾ その要点は次の通りである。

①私（斉昭）が幕府の四人の閣老の一人であつたならば、幕府から薩摩へ命令を下し、薩摩藩主であつたならば幕府へ願ひ出て即刻琉球を日本へ併合する措置を採るだろう。

②アヘン戦争でイギリスに敗北した清国には、琉球へ援

軍を出す余力はなく、イギリスやフランスが清国の命令だと言つて琉球を懷柔するかも知れないので、それさえ防衛できれば、今琉球を併合することに何の問題もないと考える。

このように即時琉球処分論を強調した斉昭は、その二週間後に、新たな情報を得てフランスの琉球占領の可能性が想定されると、老中の阿部正弘へ書簡を送り、危機感を最大限に煽りながら、次のような新たな対応策を提案した（弘化三（一八四六）年七月二八日付の阿部正弘宛書簡・別紙）。

（前略）来年ハ琉球不殘奪れ候義、只今より下官「斉昭」見抜き申候て印を押可申程被存候。扱又琉球未奪先より浦賀等へも来り、日本を奪可申下組致候上ハ、琉球手に入候得バ、蝦夷地を手に入、南北より攻入候上に、浦賀より脇腹をつかれ申候義、是亦有相違間敷候。（中略）扱又琉球奪れ候上ハ、只ハ被指置難く候處、奪れ候上にて、此方より船を出し、一戦して取かへし可申よりハ、奪れ不申先に、一戦して奪せ不申方よろしく候と、下官ハ決断致候。（中略）どの道琉球を奪れ候を、其のまゝに被指置難きと見抜候上ハ、奪れ不申内に仕致候方上策と存候。扱又たとへ萬々一防かね、

琉球奪れ候にもいたせ、仏人も死人多有之程に候ハ、一小島の琉球にてさへ、日本より援兵来り候へば、手に餘り候と存候へば、御当地杯へ攻入候義ハ、格別遠慮も可致候處、琉球にて恐縮致し、手を不出して奪れ候上ハ、勝に乘じ、日本人も愚なりと存、必所々へ来り可申哉に被察候。(中略)琉球の義、只今の中、御決斷無之候てハ実に徳川の天下を失ひ給ふにも及候程の事に相成行可申候。^⑫

斉昭のこの書簡の内容は次のように要約されるだろう。

①琉球・蝦夷地が夷狄に奪われたら、日本は浦賀から脇腹を突かれるに違いない。②琉球は今フランスに奪われようとしているが、奪われない前に一戦を交えて奪わせないようにつくこと、どっちみち奪われたにしても奪われない前に対策を講じておくことが上策だ。③万一、琉球がフランスに奪われたとしても、日本から援軍が派遣されて琉球で決戦することにより、フランス人にも多数の死傷者を出す事態になれば、フランス人どもは小さな琉球を占領するのにさえこれだけの血を流さなければならぬのだから、日本を占領するには何十倍もの犠牲を覚悟しなければならなくなるかと考えて、日本攻撃を当分差し控えるだろう。④琉

球で決戦することなく無抵抗のまま奪われたとすれば、フランス人どもは日本人も愚かだと考えて、必ずや日本の各地に押し寄せてくるだろう。⑤琉球において決戦するかどうかが、今即刻決断しなければ、徳川の天下を失いかねない事態に立ち至るだろう。

要するに、斉昭の琉球決戦論は、フランスの軍事的威嚇による日本開国を少しでも引き延ばすための「捨て石」作戦として展開され、提案されていることに注目したい。

(3) 五代秀堯の琉球処分論

斉昭の琉球処分論・琉球決戦論とは対蹠的な選択肢を提起したのは、薩摩藩主島津斉興の側近として知られる五代秀堯であった。天保一五(一八四四)年九月、琉球守備のため派遣される薩摩兵の行動マニュアルとして、五代は『琉球秘策』を執筆し、その中でフランスの要求に対処するための三つの選択肢(戦・絶・和)を提起するとともに、琉球の国際的地位についてもリアルな見解を提示している。選択肢の優先順位を説明するに当たって、五代は次のような論点を強調した。

①琉球防衛のためという理由で戦(武力撃退)の選択肢

を採ってはならない。というのも、琉球は表向きには清国から冊封を受けている独立国であって、薩摩藩の「附庸」というのは日本国内だけで通用する論理に過ぎないからである。

②琉球へ援軍を送るのは、国際的には隣国を援助する行為と受け止められ、自衛のためとはみなされない。またフランスが清国の同意を得て琉球と交易することになっても、わが方にはこれを阻止する大義名分がない。

③先ずは絶（交易謝絶）の選択肢で対応し、フランス人がどうしても承知しないという場合には和（講和＝開国）の選択肢を採るべきで、戦の選択肢は決して採るべきではない。

④和の選択肢を採用するよう幕府を説得するためには、戦の危険性、絶の困難性を強調するとともに、二百年前の明清交替期に戦火が琉球から日本へ及ぶことを恐れて、琉球を幕藩体制から切り離して処理しようとした歴史的前例を強調する必要がある。

要するに、五代は薩摩藩にとつての最善策は何かという視点から、三つの選択肢に優先順位を付け、琉球は「隣国」であるという前提に立って幕藩体制から切り離し、琉球の

開国を黙認するのもやむを得ないという論点を押し出しながら、他方では琉球の開国は避けられないと判断し、先手を打って主導的に琉球を開国させ、薩摩藩の外国貿易の拠点として利用する構想を秘かに練っていたことに注目すべきであろう^⑬。五代の構想は薩摩藩首脳部に注目され、具体的な政策課題として取り上げられることになる。

（４）「外圧」と琉球の対応（認識）

アヘン戦争後の「外圧」を契機に、英仏と清国の間で、あるいは薩摩藩や江戸幕府の周辺で、琉球の「主権」（所屬）について論議され始めた一八四〇年代に、琉球は「外圧」をどのように認識し対応したのか、ここでは概括的に検討しておきたい。

琉球当局はアヘン戦争後の英仏艦船の来航を、伝統的国際秩序の枠内で一過性の寄港として受け止めて自力で対応しようとしたが、英仏人宣教師の不法滞在という事態に直面して御国元の薩摩藩や宗主国の清国へ報告せざるを得なくなっただけでなく、フランス艦隊のセシーユ提督から条約締結を迫られる事態に直面すると、清国に対して「聖威〔皇帝の権威〕に資るに非ざれば、則ち藩国〔琉球〕は無事

を保し難し」と強調し、外交的支援を要請したことに注目すべきであろう。⁽¹⁴⁾

英仏との「開国」交渉においては、琉球当局は薩琉関係の実態を隠蔽し、交易拒絶の理由として、①琉球は貧瘠の小国で交易品がないこと、②飢饉等の緊急事態には隣国の「宝島」から援助を期待できること、③清国の許可なしには第三国との通交・貿易はできないことなどの事由を挙げ、あるいはキリスト教を断る理由として、孔子・孟子の儒教以外に新たな宗教を受け容れる余地はないことを強調する⁽¹⁵⁾など、英仏の要求を回避するために全力を尽くしている。

御国元の薩摩藩から琉球を拠点とする大規模な外国貿易構想の実現へ向けて協力を求められた際にも、琉球当局は開国・貿易によって琉球内部の窮乏が加速化すること、薩琉関係の実態が露顕すれば清国への「進貢之故障」となること等を理由に挙げて、極力薩摩藩の要求に従わず、伝統的国际秩序を守り抜こうとするスタンスを示していたことに留意しておきたい。⁽¹⁶⁾ フランスの開国要求に対しても、琉球当局は清国の許可が必要であることを拒否理由の一つに挙げていた。⁽¹⁷⁾

二 ペリー来航前後の琉球「所属」問題

(1) ペリー来航と開国交渉

一八五〇年代に入ると、東アジアの伝統的な国際秩序を無視しようとする欧米列強の意図と行動は益々顕在化した。一八五二年四月、米国船籍のロバート・バウン号上で虐待に耐えかねて反乱を起こし、石垣島へ漂着・上陸した中国人苦力（肉体労働者）を、米英側は海賊とみなして二度も武装兵を石垣島へ上陸させ、苦力の射殺・捕縛作戦を展開したことから、琉球当局は一年半の間、苦力の保護・送還問題に翻弄された。⁽¹⁸⁾ その最中に、アメリカ合衆国のペリー艦隊が日本開国交渉のため江戸湾へ向かう途中那覇へ寄港、以後一年余の間、日本開国交渉の前線拠点として利用するため繰り返し寄港する。

五四年二月四日、ペリー提督率いる艦隊是那覇港を出発、二月一日江戸湾に入り、三月一日から神奈川で日米交渉が開始された。交渉の場で提示されたアメリカ側の条約草案には、開港候補地として松前（箱館）と琉球（那覇）も挙げられていたが、「琉球は甚だ遠隔の国で、同地の港を開くことは我々の論議し得ないところである」⁽¹⁹⁾という理由

で、幕府側は拒否回答を行った。これを受けて、アメリカ側は「アメリカ人が琉球と自由に交通してはならないという十分な理由はありえない」と強調した上で、幕府側の提案を受け容れた。⁽²⁰⁾

五四年三月三十一日に調印された日米和親条約では、下田・箱館のみが開港地に指定され、琉球（那覇）の開港は回避されたものの、ペリー提督は同年七月、五度目の琉球寄港の際に琉球王国との間でも琉米修好条約を締結し、琉球王国を日本とは別の「独立国」として承認するに至る。⁽²¹⁾

次いで翌年、フランス東洋艦隊のゲラン提督も琉球当局を威嚇して琉仏条約を締結し、五九年にはオランダも琉蘭条約を締結した。⁽²²⁾ 琉球は欧米列強の強いる新たな国際秩序へ組み込まれたのである。

（2）幕府内の琉球「所屬」論争

日米条約交渉を契機に、幕府当局にとっては、欧米列強との外交交渉において、琉球の国際的位置（所屬）をどのように説明すべきかという問題が、もはや回避できない外交的課題として浮上するに至った。⁽²³⁾

幕府老中の阿部正弘はすでにペリー提督との条約交渉期

間に、琉球の「所屬」をめぐるアメリカ側の質問事項を想定して自ら一つの回答案を作成し、琉球は「日本清国両属之事ニ不相成候テハ不都合」との立場から、琉球の「所屬」をどのように説明すべきかという問題について、複数の関係部門へ諮問している。⁽²⁴⁾

林復斎（大学頭）と筒井肥前守は薩琉関係と中琉関係を配慮しつつ、琉球は日清「両国ニ随從致スト雖モ、申可ハ唐国ハ父ノ如ク、日本ハ母ノ如キ意味ニ御座候得ハ、押立申候時ハ、唐土の属国ト申候テ可然」と答申して、ペリー提督が琉球の日清両属を承認せず、最終的所屬についての判断を迫った場合には、清国の属国とする旨の回答を寄せた。

他方、井戸石見守（海防掛）らは「唐土之属国ト差極候筋ハ有之間敷、（中略）矢張両国随從之國ハ称シ候テ相当ノ儀ト奉存候」と答申し、あくまでも琉球は日清「両属」の国とする立場から、清国の属国と回答することに反対して対立した外、勘定奉行の松平河内守や川路左右衛門尉らは「イツレ共差極難申上」と態度を保留し、琉球と最も関わりの深い松平薩摩守に相談することを提案した。

むろん、松平薩摩守（島津斉彬）も「琉球国取扱振之儀」

について幕府へ書面を提出している。書面の中で斉彬は「明清乱中琉球之儀」を先例として重視し、明清交替期の国際秩序再編過程における幕府の対応を教訓として提示していることに注目すべきであろう。

斉彬の提言は五代秀堯の『琉球秘策』の延長線上に位置づけられるが、この時期の斉彬の立場（真意）は必ずしも明らかではない。日米交渉の開始前に、従来の薩琉関係隠蔽策を放棄し公然と琉球を日本の属国と主張して対米交渉に臨みたいという幕府首脳部の「評議」について、老中の阿部正弘から意見を求められた斉彬は、一応「尤之事」と返答しながらも、琉球の意思を確かめる必要があると留保していることから、この時点では薩琉関係隠蔽策の放棄に必ずしも賛成せず、琉球を日清「両属」とみなす従来の立場を変更する意思はなかったと見るべきであろう。

(3) 安政の琉球処分

一八四〇年代に五代秀堯が提示した琉球「開国」構想は薩摩藩の選択肢として採り入れられ、江戸幕府も琉球を切り離して開国を黙認することにしたものの、琉球側の抵抗や薩摩藩の内部事情（調所広郷の急死）などで実現せず、五

〇年代に入って、日本と琉球が相次いでアメリカ合衆国と条約を締結した後に、すでに薩摩藩主となっていた島津斉彬によって継承され、琉球は否応なしに薩摩藩の積極的対外貿易策を展開する拠点として位置づけられることになる。安政四（一八五七）年二月オランダ側からの琉蘭条約締結申し入れを契機に、斉彬の琉球貿易構想は始動した。斉彬は腹心の市来四郎および鹿児島滞在中の琉球使節（恩河親方・摩文仁親方）に次のような密命を下した。

①福州貿易を拡張すること（進貢船の増加、福州琉球館の拡張、薩摩人の直接参入）、②台湾に進貢船等の碇泊所を設置すること、③琉球の運天港等でオランダ・フランスと貿易を開始すること、④フランスから蒸気船・軍艦および新式武器を購入し、旧式武器を清国へ売り込むこと、⑤英米仏へ琉球人・薩摩人の留学生を派遣すること、⑥三司官の座喜味親方（毛恒徳）を更迭すること、などである。²⁶⁾

伝統的な国際秩序を無視した前代未聞の構想を展開するに当たって、斉彬は琉球側の協力を取り付けるために、天保改革で強制されていた琉球の貢糖制（貢租の砂糖代納制）を廃止して、琉球側が財源の砂糖を掌握できるように配慮するとともに、鹿児島滞在中の恩河親方らを説得して協力

者に仕立てた。

安政四（一八五七）年一〇月、市来四郎は恩河親方を伴い、斉彬の密使として琉球へ到着すると、直ちに琉球当局（王子・摂政・三司官等）を宿舎へ呼び付け、斉彬密命の各項目を伝えてその受諾を迫った。狼狽した琉球当局は国王へ報告して熟議したいと申し出てひとまず受諾を回避したが、その場に同席した恩河親方と通訳の大湾親雲上（後の牧志朝忠）は市来の要求に理解を示した。

恩河とともに斉彬の構想実現に協力する意思を表明して薩摩当局の信任を得た大湾（後の牧志）は、在番奉行（薩摩藩の出先機関）の後押しによって評定所（琉球王国の意思決定機関）の構成メンバー（表^{おもて}十五人衆）に加えられた。²⁷

市来は恩河・大湾（牧志）の協力を得ながら、琉球当局に斉彬の密命を受諾させるため全力を尽くした。琉球当局は安政四年一月四日、蒸気船の購入等の要求項目の大半を受け入れる意思を表明したが、福州琉球館貿易への薩摩商人の参入等三項目については頑なに謝絶した。しかし、市来は藩主斉彬の厳命であることを強調して、あくまでも全面受諾を迫ったため、琉球当局はついに受諾表明を余儀なくされた。これを契機に、市来は大湾（牧志）とともに

琉球逗留中のフランス人宣教師ジラルと蒸気船購入交渉を開始し、安政五（一八五八）年八月、購入契約書を取り交わすに至る。

この間、三司官座喜味親方の更迭が断行され、表十五人衆による後任の選挙が行われたが、最下位の得票者が斉彬の意を受けて三司官に就任した。²⁸ 斉彬の琉球内政への露骨な干渉は人事の面にも及んだわけで、琉球の「主権」はもはや風前の灯火の如くであった。「安政の琉球処分」とも言うべき事態が現出したのである。

（4）琉球の選択肢―「専属」と「両属」と「併合」

斉彬が推進した「安政の琉球処分」は、琉球側では王国の命運を左右する重大事件として受け止められ、どのように対応すべきかという選択肢の問題が提起されることになる。

琉球の内部には、恩河や牧志らのように斉彬や市来へ協力した者も存在したが、協力派は少数のグループに止まった。市来が来琉して琉球当局と交渉した経緯を、後に書き記したところによれば、恩河や牧志が斉彬の構想に協力した事情は次の通りである。

安政四年丁巳十月十日着琉、(中略)恩河牧志ノ兩人ヲ居残ラセ、尚未懇話に及び候処、恩河コトハ、先般鹿

児島ニオイテ山田壮右衛門ヨリ御趣旨ノ概略相含マセコレ有リ候ニツキ、時勢相当ノ御処置ナリトヤ、敬服異論コレ無ク、牧志ニハ、元来夷情ニ通ジ候モノ故、

即今ニ相成リ従前通りノ措置ニテハ遂ニ一大難ヲヒキ起シ、果ハ渠ノ正朔ヲ奉ズルニ立到ルヤ必セリ、清ノ

大國モ広東ノ地ヲ渠等ニ渡シタル次第ニテ、寸鉄モナ

キ琉球ノ小國ニテ渠ノ猖獗ヲシノグニ道コレ無ク、兎

角御國ノ御威光ヲ以テ國ヲ全フスルヨリ外ニ道ナシ、

加之、日本國ノ御安危ニ罹ル御訳合モアラセラル、ニ

オイテハ、聊カ御趣意ニ違ヒ奉ラズ御受仕ルヲ琉球ニ

モ萬全ノ良策ト存ズル旨申出候。⁽²⁹⁾

恩河の場合は、すでに鹿児島滞在中に薩摩藩首脳から説得されて斉彬の構想実現へ協力することを約束していたわけであるが、牧志の場合は、通訳として欧米人と接触し夷情(外国事情)に通じていたことから、従来通りのやり方ではいずれ欧米人に屈服せざるを得ず、清国さえも広東の土地を彼らに割譲する状態で、身に寸鉄を帯びない琉球のような小国には防衛の手段がなく、御国元(薩摩藩)の威

光に頼ることが「萬全の良策」だと判断して、協力を申し出たということである。

斉彬協力派の牧志にしても、「御国(薩摩藩)の威光を以て国(琉球国)を全うするより外に道なし」、即ち薩摩藩を後ろ盾として琉球国を維持する外に生き残る方法はないと判断して、琉球国の存続のために斉彬へ協力したのであって、琉球国を薩摩藩へ「併合」するために協力したのではないことに注目すべきであろう。要するに、牧志は薩摩(ヤマト)への併合論を主張したわけではなく、琉球国存続のための方法として「日本専属」論を選択したのである。

斉彬が「安政の琉球処分」を推進しつつあった時期、琉球内部にも日本との「併合統一」を主張した人物が存在したとして、近代沖縄の歴史家の一人真境名安興は次のように紹介している。

安政五年即ち明治十二年に於ける沖縄の廃藩置県を距ること二十余年前に於て、当時七十三歳の紫金大夫林文海(城間親方)は、英仏の勢力が漸く東亜に瀰漫し来り、支那に朝貢せし安南国等の末路を觀て、琉球の運命を揣摩し、支那と朝貢を絶ちて、我本土と併合統一せらるべきことを論断して曰く、「我国微弱にして

謀を失し、終に呂宋、安南と、事弊相同じきことを深く恐る。異端を退りぞけて正学を崇ぶこと能はざれば、後ち威勢の制する所と為り、尤めを日本に招き、貢を天朝に絶ち、社稷保ち難し」といへり（原漢文、林文海平書本⁽³⁰⁾）。

真境名は林文海（城間親方）を日本への「併合統一」論者として紹介しているが、その論拠として提示している林文海の一文は「異端（キリスト教）を拒絶して正学（儒学）を尊崇することができなければ、日本からも天朝（清国）からも見放され、社稷（琉球国）は存続できなくなる」という趣旨であって、林文海は日本との「併合統一」を主張しているわけではなく、むしろ日本と清国への両属を当然の前提として立論していたのである。林文海のいわゆる日清「両属」論は近世期を通じて琉球の「国是」、唯一の選択肢であったことから、「安政の琉球処分」の時期にも圧倒的多数の共通認識（選択肢）となったのは当然と言える⁽³¹⁾。

要するに、「安政の琉球処分」の時期には、牧志ら少数派の「日本専属」論と林文海ら多数派の「日清両属」論が琉球の選択肢として提示されたものの、いずれの選択肢も琉球の社稷（国家）存続のための方法として提起されていた

こと、日本への「併合統一」論は琉球内部から提起されることはついになかったことに注目すべきであろう。

いずれにせよ、斉彬の急死（安政五年七月一六日）と薩摩藩の政策変更によって、「安政の琉球処分」は中途で頓挫せざるを得なかった。そのあおりで琉球内部では斉彬協力派と非協力派の対立抗争が政治的混乱（牧志・恩河事件）を引き起こし、大きな後遺症となって琉球社会を覆うことになる。

三 王国末期の中琉・日琉関係

（1）中琉関係の危機

斉彬が推進した「安政の琉球処分」の前後には、伝統的な中琉関係や日琉関係も危機に陥っていた⁽³²⁾。中琉関係について言えば、清国側の内憂外患（太平天国の反乱、第二次アヘン戦争など）のあおりで進京（進貢使の北京行き）が困難となったこと、一八四八年に王位を継承した尚泰の冊封が一八年もの間先延ばしされたことなどが、外交的・政治的危機の要因となった。まず琉球使節の進京の問題について、琉球側と清国側がどのように対応したかという視点から、この間の中琉関係の論点を整理すれば次のとおりであ

る。

①太平天国の反乱や第二次アヘン戦争などで軍事情勢が緊迫化したため、清国当局は福州滞在中の琉球使節に進京中止、帰国命令を出したにもかかわらず、琉球使節は繰り返し陳情書を提出し、いかなるリスクをも覚悟の上で、執拗に進京を要望し続けたこと。

②琉球使節の懸命の陳情に動かされた清国当局は、一旦下した進京中止・帰国命令の上諭を撤回し、福建当局の提案通り、琉球使節の福州滞在を認め、軍事情勢好転の時期を待つて進京させる方針へ転換したこと。

③琉球使節は進京のリスクを覚悟しなければならなかったものの、福州及び北京での滞在費用をはじめ往復の旅費も負担する必要はなく、清国当局がすべてのリスクとコストを負担したこと。

④清国当局はリスクとコストの増大を考慮して進京中止の方向に傾きながらも、属国の離反を防ぎ伝統的秩序を維持しなければならないという観点から、琉球使節の進京の要求にも配慮せざるを得なかったこと。

⑤いかなるリスクをも顧みず進京したいという琉球側の立場と伝統的秩序の中に琉球を繋ぎとめておきたいと

いう清国側の思惑が一致して、咸豊四年、六年、八年の琉球使節の進京は辛うじて実現したものの、清国の内憂外患がピークに達した一八六〇（咸豊一〇）年、一八六二（同治元）年の琉球使節は遂に進京することができず、中琉関係は未曾有の危機に陥ったこと、等の論点に注目しておきたい。

次いで、清国皇帝の尚泰冊封をめぐる問題については、次のような論点に整理することができるであろう。

①尚泰の冊封が一八年も先延ばしにされたのは琉球側の事情（尚泰の幼少、異国人の逗留）に因るだけでなく、清国側の事情（内憂外患）により大きく左右されたこと。

②琉球側は政治日程として冊封予定の年を二度も設定しながら、清国側が内憂外患を理由に冊封使の派遣を取り止め、琉球使節へ冊封詔書を持ち帰らせる「領封」方式を採用するのを恐れ、冊封要請（請封）の時期を自ら繰り返し延期したこと。

③清国側も冊封使派遣のリスクを考慮して、内憂外患が一応終息した一八六六年の時点で、琉球の請封に对应して冊封使を琉球へ派遣し、伝統的な「領封」方式で首

里城において尚泰を冊封したこと（この時、薩摩藩や江戸幕府は全くクレームをつけなかったこと）。

④琉球側では冊封費用捻出のため長期にわたって臨時増税が継続され、資産家への献金呼びかけが行われたものの、数百名の冊封使一行の数ヶ月にわたる滞在費用だけでなく、持ち込まれた清国製品の買い取り資金（冠船貿易資金）を準備しなければならず、自前で調達できない不足分は薩摩藩からの借金で補填し、累積された借金額が財政逼迫の一要因となったこと。

⑤軍事・外交上の大きなリスクと経済・財政上の膨大なコストを覚悟しながらも、琉球側が尚泰冊封の実現を内政・外交上の最大の課題として位置づけざるを得なかった背景には、欧米列強の貿易・開国の要求、あるいは薩摩藩からの外国貿易拡大の圧力に抵抗するため、の拠り所として、清国と琉球の宗属関係を前面に押し出し、中琉関係を強化しなければならないという事情があったこと。

⑥斉彬の「安政の琉球処分」を契機として、琉球内部で国王尚泰の求心力が著しく低下したことから、琉球当局は尚泰の求心力の回復策としても、尚泰冊封の実現

に全力を傾注せざるを得ないという事情があったこと。
⑦最大の安全保障策として遂行された尚泰冊封のコストが膨大な額に達し、財政的「後遺症」となって財政逼迫の要因へ転化したため、王国存立の基盤は却って弱体化せざるを得なかったこと、等々の論点を提示するに止めたい。

（2）日琉関係の動揺

中琉関係が危機に陥っていたのと併行しながら、日琉関係も未曾有の困難に直面し、とりわけ伝統的慣例となっていた琉球使節の参府（江戸上り）が継続できるかどうか、危ぶまれることになる。

参府の問題に日琉当局がどのように対応したのかという視点から、注目すべき論点を整理すれば、次の通りである。

①近世期の江戸幕府や薩摩藩にとっては、琉球使節の参府は「東アジア世界において日本の威信を高める」⁽³³⁾ために必要とされたというよりも、対外的に日琉（薩琉）関係を隠蔽したまま、日本国内において（日本国内向けに）將軍權威を高めるためのパフォーマンスとして位置づけられていたこと。

②第一三代將軍家定と第一四代將軍家茂の襲職に当たり、襲職慶賀のための琉球使節の参府がその都度計画されながらも、繰り返し延期された末、実行されることなく中止されたのは、一八五五（安政二）年の江戸大地震の影響だけでなく、幕末の政争と連動した幕府と薩摩藩の内部事情に因ること。³⁴

③琉球使節の進京の費用が清国側の全額負担であったのとは対照的に、参府の費用はすべて琉球側の負担であって、その一部を幕府と薩摩藩から琉球側へ貸与される慣例があったものの、最終的には琉球側の負担として累積され、財政逼迫の要因となったこと。

④薩琉・日琉関係を隠蔽しながら清国との宗属関係を維持してきた琉球にとって、江戸在住の欧米人が増加した安政期以後、琉球使節の参府は欧米人の目に触れることによって、従来の隠蔽策の破綻というリスクを伴わざるを得なかったこと。

⑤幕末維新时期においては、琉球使節の参府は「自らのアイデンティティをかけて行う外交儀礼」³⁵として主体的・積極的に位置づけられたわけではなく、琉球当局は「進貢の故障」となることを恐れて消極的に対応し

たこと、等々の論点を提起しておきたい。

要するに、日琉関係は琉球使節の参府（江戸上り）の問題をめぐる、外交的・政治的に試行錯誤を繰り返し、行き詰まりに直面しつつあったと言える。他方で、一八五五（安政二）年と五八（安政五）年の二度にわたる琉球使節の参府準備費用が琉球王国の財政圧迫の一因となっただけでなく、一八六〇年代に入ると、薩摩藩の財政事情に伴う貢糖制（貢租の砂糖代納制）の復活・拡大によって、最大の財源であった砂糖を奪われ、あるいは薩摩藩の命令で繰り返された文替り（銅銭と鉄銭のレート変動）によって経済秩序が大混乱に陥り、さらには琉球当局が薩摩商人から借り入れた借金とその利子の驚異的増大等々の事情が重なって、琉球王国の財政経済は七〇年代初頭には、破綻寸前の状態に追い込まれていたのである。³⁶

中琉・日琉関係が未曾有の困難に陥るなかで、琉球王国は深刻な財政経済危機を抱えたまま、迫り来る維新変革の嵐に直面しなければならなかったことに注目すべきであろう。

四 明治政府の日琉関係再編

(1) 明治天皇の尚泰冊封

清国皇帝による尚泰冊封の翌々年、即ち明治元（一八六八）年、徳川幕府が倒れて明治政府が成立すると、維新変革の大波が日琉関係にも波及し始める。

六九年の版籍奉還や七一年の廢藩置県が実施された時点では、日琉関係再編成の動きはまだ表面化しなかったものの、琉球当局は明治政府との直接関係に入ることを警戒し、従来通り「薩州の附庸」のままで日琉関係を維持したいと申し出て、とりあえず鹿児島県の管轄下に置かれた。⁽³⁷⁾

しかし七二年に入ると、明治政府の内部ではすでに琉球の所属問題を視野に入れた論議が開始され、琉球併合論、日清両属公認論、尚泰冊封論などの選択肢が提示された。⁽³⁸⁾

明治政府は最終的には外務卿副島種臣の提示した尚泰冊封論を採用することとし、琉球当局に対して維新慶賀のため国王の名代を派遣するよう要求した。琉球当局は明治政府の真意を察知しながらも、財政破綻を免れるため大蔵省の保証で国立銀行から二〇万円の融資を受けざるを得なかったことから、明治政府の要求に従う外に選択肢はな

かった。⁽⁴¹⁾

伊江王子・宜野湾親方らの維新慶賀使は急ぎ立てられるように明治五年七月那覇を出港し、鹿児島經由で九月三日東京へ到着、九月一日（一八七二年一〇月一五日）、明治天皇から尚泰を「琉球藩王」に冊封する旨の次のような詔書を受領した。

朕、上天ノ景命ニ膺リ、万世一系ノ帝祚ヲ紹キ、奄四海ヲ有チ、八荒ニ君臨ス。今、琉球近ク南服ニ在リ、気類相同ク、言文殊ナル無ク、薩摩附庸ノ藩タリ、而シテ爾尚泰能ク勤誠ヲ致ス。宜ク頭爵ヲ予フヘシ。陸シテ琉球藩王ト為シ、叙シテ華族ニ列ス。咨、爾尚泰其レ藩屏ノ任ヲ重シ、衆庶ノ上ニ立チ、切ニ朕力意ヲ体シテ、永ク皇室ニ輔タレ。欽ヨ哉。

明治五年壬申九月十四日⁽⁴²⁾

六年前に清国皇帝から琉球国王に冊封されていた尚泰は、ここに明治天皇からも琉球藩王に冊封されるに至ったわけである。

明治天皇の尚泰冊封について注目すべき点は、第一に、冊封詔書に「薩摩附庸の藩」とか「琉球藩王と為す」とあるだけで、「琉球王国を廢止して琉球藩を置く」という文

言はないにもかかわらず、琉球藩が設置されて明治国家の一部となったかのように、巧妙な演出が施されたことである。この用意周到に仕組まれた一策は、琉球王国の「主権」を「琉球藩」の看板で覆い隠そうとする外交術策であったと言わなければならない。

第二に注目すべき点は、冊封の方法から見ると、琉球国王尚泰の側から冊封を要請（請封）したわけではなく、明治天皇の冊封使が来琉したわけでもなく、命令に従って上京した琉球使節に冊封詔書を交付して持ち帰らせる「領封」方式の冊封であり、内容的にも琉球国王を琉球藩王とする一方的な身分格下げの措置であって、歴史的には前例のない異例の冊封であったということである。近代国家の看板を掲げた明治政府が、前近代的な「冊封」形式によって、日琉関係における最初にして最後の冊封に踏み切り、日琉関係の再編成（転換）を企図したことに注目したい。

もともと、明治政府は尚泰冊封の事実を対外的に通告したわけではなく、他方で琉球を外務省の管轄下に置き、日琉関係の窓口を外務省としたことから、琉球は依然として「外国」と位置づけられたままで、国際的にも琉球内部でも、尚泰冊封の時点で琉球王国が廃止されたと受け止めら

れたわけではないことに留意すべきであろう。

（2） 在日琉球使節の任務

尚泰の冊封を契機に、明治政府は旧来の薩琉関係を解消し、琉球王国を直轄下に置く方針を打ち出した。尚泰冊封の翌日、副島種臣（外務卿）は「我藩属の体制徹底」のための施策を建議した。外務省官員の琉球出張もその一環であった。⁽⁴³⁾

明治六（一八七三）年三月、慶賀使節の帰国に同行して来琉した伊地知貞馨（外務省六等出仕）は、早速、久米島・石垣・宮古・西表・与那国の五島に国旗を掲揚すること、欧米各国と締結した条約の正本を提出することなどの外務省の指令を琉球当局へ通達し、薩摩藩の在番奉行所を外務省出張所として引き継いだ。⁽⁴⁴⁾

他方で、従来、琉球王国から薩摩藩へ派遣されていた年頭使（鹿児島琉球館在勤の在番親方）が、明治六年以後、東京へ派遣されることになったのも、日琉関係再編成のための具体的措置の一つであった。

初代の在日使節には津波古政正（東国興）が任命されたが、与那原良傑（馬兼才）が日本語と東京事情に通じてい

るといふ理由で、急遽、親方に昇進して津波古と交替した。⁽⁴⁵⁾与那原が随行者三〇名とともに鹿児島經由で東京へ到着したのは七三年五月三日のことで、当初は深川西本町の琉球蔵屋敷に宿泊し、まもなく飯田町の琉球藩邸（東京琉球館役所）へ移動、約一年間初代の在日琉球使節としての任務を担うことになる。⁽⁴⁶⁾

与那原の肩書は年頭使兼天長節慶賀使であつたが、その任務は明治政府や皇室等の儀礼儀式への参列にとどまらず、日琉関係における財政・経済問題の交渉・処理、日琉関係再編のために明治政府が矢継ぎ早に打ち出す命令・指令への対応、外国人外交官の面会要請への対応、外国船の漂流・漂着事件の取扱や琉球の「主権」に関わる外交問題への対応等々に及んでいたことから、事実上の駐日琉球公使としての役割を担っていたと言ふべきであろう。与那原の後に続く在日琉球使節もその任務や性格はほぼ同様であつた。⁽⁴⁷⁾

与那原らの上京と入れ替わりに、日本海軍の大坂丸が那覇に入港し、ついで琉球全域の測量を試み、八重山漂着の外国人を那覇へ護送したところ、その取扱は外務省出張所の専管とされた。⁽⁴⁸⁾漂着外国人の取扱方が変更された場合、

中琉関係に悪影響を及ぼすことを懼れた琉球当局は、現状通りとするよう請願するために、三司官の浦添朝昭（向居謙）・大宜見親雲上らを東京へ派遣した。⁽⁴⁹⁾七月二日に着京した浦添らは、一二月に帰国するまでの五ヶ月間、与那原らと行動を共にする。

与那原や浦添らの琉球使節は各々与えられた任務の遂行に奔走したが、想定外の問題に直面して困惑させられることも少なくなかつた。第一に、各国の駐日外交官らが琉球へ関心を向け始め、アプローチして来たことである。外務省で出会つたイギリスやロシアの外交官から琉球事情を質問されたり、パーティで婦人同伴の外国人と同席せざるを得ない場面にも遭遇した。イギリス外交官のアーネスト・サトウなどは再三琉球藩邸を訪ねて面会を要求、与那原らは従来の日琉関係隠蔽策が破綻するのを恐れて面会を回避しようとして試みたものの、最終的には面会に応じざるを得なかつた。⁽⁵⁰⁾

与那原を困惑させた第二の問題は、明治政府から外務省編集課へ出仕するようにとの命令をうけたことであつた。七四年一月四日、外務省から辞令が手渡されたものの、与那原は辞令返上のために奔走し、伊地知貞馨の怒りを買

いながらも、辞令を受け取るかどうかの最終判断を琉球首脳部に仰いだ。与那原が出仕命令に懸命に抵抗したのは琉球官員の人事権が明治政府に吸収されてしまう端緒となることを懼れたためであった。⁵¹⁾

(3) 副島外務卿の「約束」

与那原・浦添らを最も困惑させることになった琉球所属問題が浮上したのは、上京後まもなくのことであった。折しも日清修好条規(以下、日清条約)批准のため北京を訪れた副島(外務卿)や柳原(外務大丞)らは、清国の総理衙門諸大臣との間で台湾・琉球・朝鮮の地位について談判中とのニュースが報道された。

琉球漂着の外国人送還方法に関する請願趣旨を説明するために、七月七日上野景範(外務少丞)の私邸を訪問した浦添らは、意外にも上野から「副島外務卿は清国と談判して琉球の管轄を日清いずれか一方に片付けようとしている」との情報を伝えられ、琉球の日本専属を決定する積もりだという副島や上野らの意向を知って驚愕、「この上なき国難」の到来と受け止めて、直ちに入手した情報を琉球首脳部(摂政・三司官)へ伝達した。⁵²⁾

狼狽した琉球首脳部は現状維持を請願するよう在日琉球使節らに命じた。与那原は八月一日、北京から帰国したばかりの副島外務卿の私邸を訪問し、北京では琉球の所属を議論したのかと問い質したところ、副島は琉球の所属を議論したわけではなく琉球人の台湾遭難事件について談判しただけだとぼけた。与那原は副島の曖昧な返答に納得せず、日清両属を維持しなければ国家として存立できない琉球の立場を懸命に訴えたところ、副島はついに「琉球の国体政体は永久に変更せず、これまで通りだから何も心配することはない」と言明したので、与那原は間髪をいれず「誠に有難いことです。どうかお約束を文書にして下さい」と懇願して承諾を得た。⁵³⁾

副島の「約束」を文書に認めさせるために、与那原らは外務省首脳部と折衝を重ね、文書の文言について質疑応答を繰り返した。最終的には七四年三月二七日に至って、摂政・三司官と外務大丞花房・六等出仕伊地知の間で、「国体政体永久に相変わらず、且つ清国交通向きもこれまでの通り」との確認文書が取り交わされた。⁵⁴⁾これで琉球の「国難」はひとまず回避されたかのようにであった。むしろ、副島外務卿の「約束」は琉球の対日抵抗を公然化させること

なく「内国」化を推進するためのパフォーマンスに過ぎなかったものの、琉球側は自国の安全保障の重要な担保として受け止めるに至る。

ところが他方で、明治政府は日琉関係の再編を推進するために、米仏蘭との條約正本の提出命令（七三年四月）、国王印・三司官印の提出命令（同六月）、国旗掲揚の実施報告命令（同九月）、琉球全域の戸籍調査提出命令（同十一月）、摂政・三司官人事の届出制見直し指令（同十二月）などの命令や指令を矢継ぎ早に突きつけ、与那原らはその対応に翻弄され続けた。⁽⁵⁵⁾ 日琉関係の再編を迫る明治政府の圧力が強まる中で、与那原は未曾有の「国難」の到来を予感しながら、在日使節の任務を津波古政正（東国興）に引き継ぎ、七四年五月帰国する。⁽⁵⁶⁾

（4）台湾出兵と日清・日琉関係の緊張

明治政府は尚泰冊封の前後から、琉球「所属」問題と台湾領有計画を連動させた。その契機となったのは、一八七一年一二月台湾に漂着した宮古島貢納船の乗船者が原住民に殺害された事件（琉球人台湾遭難事件）であった。しかし「我藩属タル琉球人民ノ殺害セラレシヲ報復」するとい

大義名分を掲げて、明治政府が台湾出兵計画を具体化したのは七四年二月のことである。その二ヶ月後、明治政府は「小田県下備中浅江群」の佐藤利八ら四名が台湾原住民に掠奪された事件をも出兵理由に加えて、台湾出兵の大義名分を補強した。⁽⁵⁷⁾

台湾出兵の風聞が伝わると、琉球当局は中琉関係に支障が生じることを恐れ、出兵中止を要請した。⁽⁵⁸⁾ 明治政府の外にも出兵反対論は少なくなく、欧米各国も非協力的であったにもかかわらず、西郷従道は七四年五月独断で出兵し、六月上旬には台湾東南部を占領、台湾上陸の日本兵は三六〇〇余名に達した。⁽⁵⁹⁾

清国は日本の出兵に抗議し、台湾へ増兵して日本軍と対峙するとともに、他方で外交的解決を期待し、沈葆楨（船政大臣）を交渉に当たらせることにした。明治政府も駐清公使の柳原に交渉を命じたが、七月九日の閣議は止むを得なければ開戦する旨決定した。⁽⁶⁰⁾

柳原は上海で沈葆楨と、天津で李鴻章と、北京で総理衙門と交渉したが、いずれも不調に終わった。日清開戦の危機に直面した大久保利通（内務卿）は自ら北京行きを決意し、随行のボアソナードと台湾の国際法上の問題を検討、

九月一〇日北京へ到着した。⁽⁶¹⁾

この間、台湾出兵をめぐる日清関係の緊張は日琉関係へも波及した。すでに台湾遭難琉球人の帰国直後に、尚泰は清国当局による琉球人の救助・送還に対して、琉球国王の名義で感謝状を差し出し、謝礼金三〇〇両を贈っていた。

この事実を知って、台湾出兵の大義名分を損なうと判断した明治政府は厳しく詰問したものの、琉球当局は当然の義務として差し出したまでだと弁明した。⁽⁶²⁾

台湾出兵の確かな大義名分を創り出す必要があると判断した明治政府は、「藩王」尚泰あてに、「西郷軍に平定された台湾現地で琉球人遭難者の慰霊祭を行うため、船便を用意するので遭難者の遺族に通知し、希望者を募集して申し出るように」と指示するとともに、在日琉球使節の津波古政正にも琉球からの回答を急がせるよう繰り返し催促した。⁽⁶³⁾しかし、津波古は「遺族が日本軍占領下の台湾で慰霊祭を行えば、益々清国の疑惑を増し、進貢の故障となる」と主張して拒絶の意思を表明し続けた。⁽⁶⁴⁾

結局、慰霊祭実施に対する琉球側の抵抗によって、台湾出兵の確かな論拠を清国側に提示したいという大久保の目論見ははずれ、北京談判において琉球の日本「所属」を積

極的に主張するわけにはいなくなる。

開戦の危機を回避するため、自ら清国側との談判に臨んだ大久保は、専ら「台湾蕃地ニ清国ノ政令ノ及フヤ否ヤ」を問い、台湾「無主地論を強調して出兵正当化を試みたものの、「蕃地ハ固ヨリ中国ノ版図ニ属ス」と主張する清国側と水掛論争を繰り返し、談判は難航を極めた。⁽⁶⁵⁾一〇月二五日、大久保は談判打ち切りを通告して帰国の準備に入ったが、駐清イギリス公使ウエードの妥協案提示によって、辛うじて交渉決裂を免れた。日清両国代表は一〇月三一日「互換條款並びに互換憑單」(以下、北京議定書という)に調印し、日清開戦の危機は遠のくことになる。⁽⁶⁶⁾

北京議定書について注目すべき点は、第一に大久保らの台湾「無主地論が否定され、清国の台湾領有を前提として「撫恤銀」(見舞金)等の支払いと日本軍の撤兵が取引されたこと、第二に琉球の「所属」については談判の論点とならなかっただけでなく、議定書にも全く明記されなかったこと、第三に「日本国属民等」という文言が挿入され、「日本国属民」とは日本人佐藤利八らを指すのか琉球人を指すのか曖昧にされたこと、等である。

ボアソナードは一方的に「日本臣民ト名称シタ」などと

読み替え、「琉球島二日本ノ権アルコトヲ」清国に認めさせた⁽⁶⁷⁾と解釈したが、談判の当事者たる大久保は琉球の「所屬」については「未タ判然タル成局ニ難至、各国ヨリ異論無之ト申場合ニ到兼」と受け止め、国際的に「異議」が提起されかねないと懸念していることに注目すべきであろう。⁽⁶⁸⁾

五 琉球「内国化」抗争

(1) 琉球使節の上京と日琉交渉

北京議定書に調印して帰国した大久保は早くも七四年二月一日「琉球藩処分着手の儀」を提議し、⁽⁶⁹⁾副島の約束を無視して琉球「内国」化⁽⁷⁰⁾属領化のための具体策を展開し始める。

大久保の提議に従って、まず七四年二月二四日、三司官の一人と与那原親方（馬兼才）を上京させるようにとの命令が太政官から琉球藩へ布達され、二月二八日には内務大丞の林友幸から「琉球使節は来年一月出港の郵便船で上京するように」と指示された。⁽⁷¹⁾

明けて七五年初頭、上京命令を受け取った琉球では、明治政府の意図を図りかね「上下一般恐怖して為す所を知らず」、尚泰は琉球国内各所の寺社・御嶽^{うたき}に役人を派遣して

祈願させる始末であった。⁽⁷²⁾

七五年二月五日に出港した琉球使節の池城親方（三司官）・与那原親方・幸地親雲上（鎮之側）らが東京へ到着したのは三月一八日のことであった。⁽⁷³⁾琉球使節は上京後暫くの間、明治政府の接待を受けて文明開化を象徴する諸施設や陸軍の練兵を参観し、「酒饌」へ招かれ天皇へも拝謁した。⁽⁷⁴⁾

この間、内務省の人事移動で滋賀権令の松田道之が内務大丞に就任、林友幸は内務少丞に降格、日琉関係の事務は大久保内務卿のもとで、主として松田内務大丞が担当することになる。大久保・松田らと琉球の上京使節（池城・与那原・幸地）との交渉は三月三一日から五月四日まで連日のように繰り返され、途中で津波古も池城らの使節団に加わった。

大久保・松田らはまず台湾へ出兵して清国と談判したのは琉球のためであること、琉球を「修船場」としたいと狙っている外国もあることを強調しながら、台湾事件決着謝恩のための尚泰の上京、琉球保護のための鎮台支営設置、府県制に準ずる藩政改革を命ずるとともに、航海安全のための蒸気船下賜、遭難琉球人遺族への「撫恤米」の賜与等

を受け容れるよう迫った。⁽⁷⁴⁾

池城らは鎮台支営設置の件については、従来外国船に対して「寸兵ヲ備ヘス礼義ヲ以テ」「口舌」だけで対応し平和を維持してきたのに、新たに兵営を設置すれば却って外国から武力で強要される虞れがあるだけでなく、琉球の人心も不安に陥り、清国に対しても信義を失うことになるので、設置をお断りしたいと回答、藩治職制改革の件については、副島前外務卿の「国体政体永久に変更せず」との約束を持ち出して抵抗し、尚泰の上京謝恩の件についても、清国に対して差し障りがあり、琉球の人心も安んじがたいので、ご容赦願いたいと拒絶の意思を繰り返し表明した。

池城らの拒否反応に手を焼いた大久保・松田らは、君臣上下の分を弁えない「申立」(抗弁)と受け止めて厳しく詰責するとともに、すでに政府内で内決済みだから受け入れるよう繰り返し強圧的に「説得」を試みた。池城らは万策尽きて抗することができず、ついに七五年五月一二日蒸気船の下賜、「撫恤米」の賜与、鎮台分営の設置の三件を「承知」し、藩王へ伝達する旨回答するに至った。⁽⁷⁵⁾

しかし、藩治職制の改革、「藩王」上京謝恩の件については、琉球使節は最後まで態度を保留し、「藩王」に報告せず

して即答することはできないと抵抗し続けた。琉球の「内国」化を決定してしまいかねない要求事項を、琉球使節が自らの責任で受け容れるのは無理であった。そこで、大久保・松田らは、琉球首脳部との直接交渉を決意するに至る。

(2) 松田道之の来琉と「両属」論争

琉球処分官として琉球出張を命ぜられたのは松田道之(内務大丞)の外、伊地知貞馨(内務省出仕)ら数名であった。松田・伊地知らは七五年六月一二日、琉球に下賜された蒸気船大有丸に乗り込み品川を出帆、池城・与那原らも同乗して帰国の途に就いた。⁽⁷⁶⁾松田らが那覇へ到着したのは七月一〇日のことで、それ以来、日琉関係は急速に緊張の度を増すことになる。

松田・伊地知らは七月一四日首里城に乗り込み、国王尚泰の代聽人(今帰仁王子)や摂政・三司官らの面前で、「清国交通ノ禁止ヨリ藩制改革ニ至ル迄六ヶ条ノ御達書」を読み渡し、中琉関係の廃絶を含む琉球の「内国」化方針を明らかにした。同時に松田は琉球が日本の版図であることを前提として、時勢に応じた琉球の「藩制」改革が必要であることを強調し、「六ヶ条の御達書」(令達)に従うよう要

求した。⁽⁷⁷⁾

琉球が日本の版図であることの論拠として松田が提示したのは、日本と琉球の地脈の連続性、人種・言語・風俗の共通性、歴史的な支配・保護の実績、台湾出兵を「義挙」と認めた北京議定書等々であったが、いずれも一方的「論拠」と受け止められ、琉球当局の受け容れるところとはなかった。

琉球Ⅱ「日本版図」論を前提とする明治政府の令達には、琉球の存亡に直結する事項が含まれていたことから、琉球当局はその受け容れに抵抗し、公式・非公式の場で松田・伊地知らと琉球の存亡を賭けた激しい論争（応酬）を展開することになる。

八月二〇日、那覇の内務省出張所で開催された非公公式の討論会では、まず松田の説明書に対する琉球側の「口上手扣」が提示され、その中で琉球側は次のような反論を展開した。

①日清を「父母の国」とみなしている琉球の立場からすれば、「両属」は決して「不条理」ではなく、清国への進貢は恩義に應えるための「天下の至公」であって、進貢廃止に反対するのは「自私の苦情」ではない。

②地理・人種・風俗・言語等が「似かよっている」からと言って、どちらか一方の「版図」と決めつけられては迷惑である。

③清国政府の琉球に対する保護・管轄の実態はないと言われるが、外国船の来航や英仏人の琉球逗留で困っていた時期、清国当局が英仏と交渉して退去させたことがある。

④琉球国王が明の招諭に応じて進貢したのは、日本の「許諾」を得ていたわけではないので「私義」に過ぎず、「世界の条理」に照らせば名分がないと言われるが、琉球の明清への進貢は明清会典に記載があり、世界中の国々が明知するところである。

⑤台湾で遭難した琉球人を清国は保護しなかったと言われるが、清国当局は遭難生存者を手厚く保護し、台湾府に命じて凶暴者を懲らしめたとの咨文（書翰）が琉球に届いており、台湾出兵後も中琉関係に変化はなく、進貢使は北京で優遇され、同治帝死去の白詔、光緒帝即位の紅詔も届いている。⁽⁷⁸⁾

⑥清国との関係を絶って「藩王」としての職分を尽くせば、琉球「藩内」で「自主の権利」を行使して船舶の

往来、人民の交際等を促進できるのだから、「苦情」はないはずだと言われるが、進貢を止めた琉球が何の面目あつて清国と往来・交際できるだろうか。

⑦琉球が日本にも属していることを清国に対して「公言」して欲しいという提案は「大なる謬り」で、日本政府に失礼だとのことだが、従来「隠密」にしていた日琉関係を公然化し、琉球の日清両属を明瞭にして欲しいとの趣旨で申し上げたまでのことである。

⑧前外務卿副島の「国体政体永久に変易せず」との文言は「琉球藩」あての文書にはなく、外務省官吏が琉球官吏と取り交わした文書にあるだけで、「藩制を容易に変更しない」という意味だと言われるが、副島外務卿の約束は政府の約束であるはずで、今更解釈を変更されることなく、約束を守って頂きたい。

⑨令達の趣旨は「藩制」の変更ではなく「職制」の改革だとのことだが、琉球の職制は現実には適合しており、摂政廃止等の「改革」をすれば却って国家経営ができなくなるので従前の通りにして頂きたい。⁽⁷⁹⁾

松田らは「口上手扣」を一読した後、各論点について琉球当局と長時間の討論を続けたが、核心的な論点は琉球の

「両属」是非の問題であつた。しかし、未来の英清戦争や日清戦争を想定して琉球の日清両属を否定する松田らと、国際的信義や中琉の君臣父子の関係を強調して日清両属論に固執する琉球当局との論争は、最後までかみ合うことなく平行線のままに終わった。⁽⁸⁰⁾

際限なく繰り返される公式・非公式の論争を通じて、もはや琉球当局を説得することは困難と判断した松田らは、病氣と称して会談に応じない「藩王」尚泰にあてて書翰を差し出し、あくまでも「御達書」を遵奉せず、上京謝恩を拒むのであれば、国法に背く犯罪者とみなされ、王家の存亡にかかわる嚴重な処分を受けることになるだろうと威嚇して、速やかに遵奉するよう強要した。⁽⁸¹⁾

ことここに至って、尚泰はついに「居ながら奇禍を蒙むらんよりは寧ろ遵奉して社稷を全うするに如かず」と決意し、側近に遵奉を命じた。ただ、この時点でも、尚泰は遵奉すれば社稷（国家）を存続できると考えていたことに留意すべきであろう。

反対に、遵奉すれば社稷滅亡を招くと受け止めて危機感に突き動かされた首里・那覇の士族層は、集団的示威行動によって騒乱状態を創り出し、尚泰も遵奉取り消しを表明

せざるを得なかったことから、遵奉書は松田へ届けられることなく回収された。⁽⁸²⁾

暴動に類する騒乱状態を目撃した松田らは、説得によって遵奉させることを断念し、琉球当局が要望していた回答延期請願のための上京を認め、九月一日迎陽丸に乗って那覇を引き上げた。池城・与那原・幸地らも松田に同行し、三月の上京に次いで再度東京へ向かった。⁽⁸³⁾

(3) 琉球内部の選肢論争

松田（内務大丞）の来琉を契機に、日琉当局の間で「両属」論争が繰り返されただけでなく、琉球社会の内部でも存亡の危機に対処するための選肢論争が展開された。

松田は琉球滞在中、明治政府の令達を遵奉するかどうかをめぐって、琉球社会の内部に遵奉派Ⅱ「我カ政府ヲ恩義アリトスルノ党」と、遵奉反対派Ⅱ「清国ヲ恩義アリトスルノ党」と、政府へ直接請願して「聴許」されなければ遵奉するという条件付遵奉派Ⅱ「要路ノ党」が形成されたなどと分析し、遵奉派に期待したものの、その勢力は一握りの少数派に止まっていた。⁽⁸⁴⁾ しかも、松田が誤認しているように、遵奉派は親日党、遵奉反対派は親清国党というわけ

ではなかった。

いずれの党派も日清を「父母の国」とする歴史認識を共有し、「社稷」の保持、即ち琉球救国という目標では一致しながらも、目標達成のための方法や手段をめぐって対立していたことに注目すべきであろう。

日本の命令を拒絶すれば「不測の大禍に陥り、先王尚寧の覆轍を踏む」ことになるだろうと怖れた遵奉派は、「日本に従ひ琉球の社稷の存続を図れ」と主張し、生き延びるための選肢として日本専属論を提起した。⁽⁸⁵⁾

もっとも、遵奉派が日本専属論を提起したのは、薩摩侵攻の再現を怖れたためではなく、「今般ノ御達書ハ固ヨリ藩タルノ制ヲ変革スルノ主意ニアラス」、「御達書」を遵奉すれば「藩王」は「自主の権」を行使できるという松田の説明を受け止めたからであって、尚泰も「居ながら危禍を蒙らんよりは寧ろ遵奉して社稷を全うするに如かず」と判断し、松田の「説得」を真に受けて遵奉を決意したことは前述の通りである。

琉球の歴史と日清「両属」の現実に固執する遵奉反対派は、清国を離れて日本専属となれば直ちに琉球廃滅を招くを受け止め、清国の援助に期待しながら、日清両属を最善

の選択肢として堅持し、琉球社会の圧倒的多数派（主流派）を形成した。

松田の琉球滞在中、日本専属か、日清両属か、二つの選択肢をめぐる琉球士族層の論議は沸騰したが、日本専属を容認する少数派の主張は日清両属に固執する主流派の大義名分論に圧倒された。選択肢論争の趨勢を踏まえて、琉球当局もただちに明治政府の命令を遵奉するわけにはいかず、回答延期を請願するためと称して、請願使節を東京へ派遣したことから、日琉関係は緊張を持続したまま、琉球の存亡を賭けた交渉・請願の舞台を再び東京へ移すことになる。

（4）琉球救国請願とその周辺

七五年の松田来琉前後に、東京へ派遣された琉球使節は、①内務省の命令による上京使節（池城安規・与那原良傑・幸地朝常、三月）、②明治八（七五）年の年頭使、即ち第三代在日琉球使節（高安朝崇、五月）、③松田に同行した救国請願使節団（池城・与那原・幸地ら、九月）、④台湾事件決着「謝恩」のための尚泰名代使節（今帰仁王子・小禄親方、十一月）の四使節であった。⁽⁸⁷⁾七五年の一年間だけで、四回も繰り返

し使節が東京へ派遣されたことは、この年に日琉関係が極度に緊張したことを反映している。

七五年三月の上京に続いて、九月に再度上京した池城・与那原・幸地らは、今回も琉球藩邸（東京琉球館役所）を拠点として、琉球存亡の危機を回避するための請願運動を開始した。池城らの請願運動には高安朝崇（第三代年頭使）・富盛朝直（第四代年頭使）らの在日琉球使節も加わった。池城らは内務省その他の政府機関だけでなく、旧来の薩琉関係の人脈を頼り、奈良原幸五郎（島津家家令）や伊地知貞馨（内務少丞）らの協力も得て、請願の対象者を島津久光はじめ政府内外の要人へ拡大し、連日のように「御用御頼」を繰り返しながら情報収集にも努めるとともに、在京中十数回にわたって琉球の社稷（国家）存続のための請願書を提出し続けた。⁽⁸⁸⁾しかし、明治政府はその都度「伺いの趣、聞き届け難き事」と却下し、ついに七六年五月一〇日、「最早、御用これなく候に付き、早々帰藩致すべし」と池城らに退去命令を出すに至った。

にもかかわらず、琉球の命運を背負って不退転の決意で東京へ乗り込んだ池城らは、明治政府の命令を無視して滞在し続け、なお執拗に救国請願を繰り返した。琉球当局も

池城らを支援するため、七六年五月に太宜見里之子親雲上（書院奉行）を、一〇月に富川親方（三司官）・与那原親方を派遣して請願運動に加わらせた。⁽⁹¹⁾

この間、日本国内の自由民権派の一部や日清提携論者が池城らの救国請願に注目し、側面から支援し始めた。池城らは「大臣某氏」へ長文の「哀訴ノ書簡」を提出、日本を父とし清国を母とする「両属国家」として生存せざるを得ない琉球の立場を強調しつつ、両属を否定する明治政府の論理に対抗して、万国公法も両属国家の存在を許容していると反論したが、この「哀訴ノ書簡」は民権派の雑誌『近事評論』に全文掲載され、琉球の立場を国民に知らせた。のみならず、『近事評論』の記者は次のようにコメントしている。

吾輩ハ記シテ此ニ至リ、熟々該藩ノ事情ヲ注視スルニ、大ニ世人ノ心魂ヲ傷シムルモノ有ルカ如シ。試ニ想ヘ。池城等カ困迫ノ至情、呼ヘトモ達セス、叫ヘトモ通セス、遂ニ満腔ノ熱血ヲ絞り、之ヲ一封ノ書ニ染メ、以テ某公閣下ニ呈セントスルハ、是則チ千万已ム能ハサルノ窮極ナラン。宜ヘナリ。其悲痛哀怨ノ声、淋漓トシテ紙上ニ溢ル、者アルヤ。然リ而テ吾輩ハ從來該藩

人ヲ目シテ、天下ノ大勢ニ通セス、各国交際ノ条規ヲ弁セサル頑愚如タルモノト思ヒシニ、文中或ハ万国公法ノ条理ニ基ツキ、其現状ヲ縷述スルアルヲ見レハ、其内外ノ事情ニ練達スル者ノ言ト雖トモ、恐ラクハ又此外ニ出サルベシ。⁽⁹²⁾

池城らの立場に同情と理解を示した『近事評論』の記者は、他方で池城らの内外情勢に対する見識を高く評価していることに注目したい。⁽⁹³⁾

同じ頃、飯田町檜木阪の琉球藩邸（東京琉球館役所）に荒川涉・梁巍山・岡野耕治の連名による一通の書簡が投ぜられた。⁽⁹⁴⁾「堂々数萬言」のこの書簡は日中同祖論の立場から、明治政府の対琉球施策を、ヨーロッパ人の対アフリカ政策の野蛮性と同列において批判し、明治政府は国内過激派の不満を台湾・琉球へ向け、台湾出兵に次いで琉球併呑のチャンスを狙っていると指摘しつつ、狼のような日本の毒牙を免れるために清国との関係を強化すべし、と勧告していることに注目すべきであろう。⁽⁹⁵⁾

日本国内の反政府派と琉球救国運動が結びつく可能性は皆無ではなかったが、在日琉球人の活動は明治政府の監視の下に置かれ、厳しく制約されていたため、間もなく行き

詰まらざるを得なくなる。

この間、救国請願の行き詰まり状況の説明と事態打開策の検討のため、池城の指示を受けて幸地朝常（向徳宏）が七六年七月秘かに帰国し、一二月六日伊計親雲上（蔡大鼎）・名城里之子親雲上（林世功）らを伴って福州へ密航した。⁹⁶

幸地（向徳宏）らの清国亡命は明治政府に探知され、一八七七（明治一〇）年一月池城・富川らは内務省から譴責を受けるに至る。精神的煩悶が重なり不眠症に罹った池城は、七七年四月三〇日東京の琉球藩邸で悶死し、翌日谷中墓場へ埋葬された。⁹⁷

六 琉球の進貢停止と日清交渉

（1）琉球進貢使の処遇問題

池城が東京で悶死したのと同時期に、密使の向徳宏（幸地朝常）らは福州へ到着したが、この時点で清国当局はまだ日琉関係が緊張していることに気付いてはいなかった。

もともと、緊張の兆候に接していなかったわけではない。すでに台湾事件決着の翌年（七五年）三月、北京に入った琉球進貢使の処遇をめぐって日清交渉が繰り返された際に、

その兆候は示唆されていた。向徳宏らの福州到着より二年前のことである。

最後の琉球進貢使（毛精長・蔡呈祚）が那覇を出港したのは、北京議定書が締結される直前の七四年一〇月二日であった。毛精長らは一月六日に福州へ到着、約一ヶ月後の一二月一日福州を出発したが、どういいうわけか北京入りの翌七五年三月一六日のことであった。⁹⁸

北京議定書が締結された後に北京入りした琉球進貢使は、各国外交官の注目する所となった。イギリス公使館書記官のメールスは琉球人入京の風聞を日本公使館の鄭永寧（代理公使）に伝えた。鄭永寧は三月二三日、尋問したいことがあるので日本公使館へ出頭せよとの書翰を四訳館宿泊の琉球進貢使あてに送付したが、門衛に取り次ぎを拒否されたので、総理衙門へ対談を申し入れた。⁹⁹

翌日、鄭永寧は総理衙門を訪問し、琉球進貢使を取り調べたいので日本公使館へ出頭するよう斡旋してもらいたいと申し入れるとともに、「琉球は既に我國の藩屏」であることを強調して、清国側の反応を窺った。

清国側は慣例に従って琉球進貢使を受け容れていること、四訳館は礼部と内務府の管轄下にあり、典礼に従って警護

されているので、総理衙門には典礼を変更する権限はないことを指摘するとともに、「琉球進貢の使臣、従前曾て其国の日本に屏藩たるを称せし事なし、故に我中国其来るを接待するは、従前の典礼に依て動かさざるを是とす。(中略)琉球王より例に遵ひ貢を進し使を派し来る上は、我中国固より成典に由て速に其使命を遂げ帰国せしむへし」と強調して、鄭永寧の申し入れを断った。

ただ、清国当局の中でも、崇厚が「貴国の琉球に於ける、猶英国の印度に於けるがごとき歟」と質問したり、周家楣が「琉球島は已に貴国の州郡に籍隸せしや、或は仍属藩諸侯の名義なるや」と質問しているように、清国当局の琉球認識は浅薄であって、日琉関係が緊張しつつあることをほとんど認識していないことに注目すべきであろう。

清国内外のメディアも、琉球進貢使をめぐる日清間の悶着を正確にキャッチすることなく、上海の『申報』(七五年三月三一日付)の如きは「日本、中国に向かいて琉球の貢物を還さんことを索むるを論ず」という論説を掲載し、日本の要求を「大国の小を字しむの道」に反すると批判するだけであつた。⁽¹⁰⁾

清国駐在の各国外交官たちは琉球進貢使の処遇問題を、

台湾出兵事件に続く日清の係争問題に発展すると判断し、日本公使館にアプローチして対策を勧告したり、情報収集に動いた。七五年三月二十九日、フランスの代理公使が書記官を日本公使館へ派遣し、鄭永寧と総理衙門諸大臣との「琉球談判の模様を探問」させ、自らも日本公使館を訪問し、しきりに各国公使を招集して国際会議を開き「事の理非」を検討する必要があるので、イギリス公使へ提案すべきだと勧告し、イギリス公使も鄭永寧の提案を受けてアメリカ・ドイツ公使へ打診したものの、自らは雲南省におけるマーガリー事件の処理に忙殺され、琉球進貢使の件で国際会議を開く余裕はなかった。四月二十八日、寺島外務卿から琉球進貢使の件は「暫く見逃し置くべし」との訓令が届き、国際会議開催の件も沙汰止みとなる。⁽¹¹⁾

琉球進貢使の毛精長(国頭盛乗)らは慣例通り進貢品の提出、賞賜品の受領等、一連の進貢事務を無事済ませると、七五年六月一三日北京を出発して翌七六年に福州へ戻り、帰国のための接貢船の到着を待った。⁽¹²⁾しかし、この間に日琉関係は急速に緊張の度を増し、明治政府の対清関係停止命令によって進貢使迎接のための接貢船を派遣することもできなくなり、毛精長らはそのまま福州に留まらざるを得

なくなる。

接貢船の派遣が不可能となった事情を説明するため、密使の向徳宏らが福州へ到着したのは七七年四月一二日のことであった。向徳宏らは国王尚泰の密書を福建当局へ提出するとともに、北京へ赴いて礼部や総理衙門へも琉球の苦境を訴えたいと申し出たが認められなかった。⁽¹⁰⁴⁾ 清国政府はまだ事態をそれほど深刻には受け止めていなかったのである。

(2) 何如璋の来日とその周辺

向徳宏らの清国亡命前後、清国当局は日琉関係の緊張に気付かないまま、戦略的視点から日清提携に期待していた。天津の李鴻章は一八七六年一月の時点で、駐清公使の森有礼や副島種臣らが提唱する反露⁽¹⁰⁵⁾ 日清韓連合論に共鳴し、日清提携の戦略的重要性に関心を向けるとともに、他方では七七年二月の上奏文で、「琉球は台北から千余里の距離にあり、日本は琉球に駐兵しているので、将来琉球を併呑しないとは保証できない」と認識しながらも、具体的な対応措置を提起することなく、ただ台湾の防衛にのみ関心を示していた。⁽¹⁰⁶⁾

清国当局が日琉関係の緊張に気付いて注目し始めるのは、向徳宏らの清国亡命以後のことであった。向徳宏らの福州到着から二ヶ月後の六月二十四日、閩浙総督何璟・福建巡撫丁日昌は「琉球の密使が福建へ到り、日本により朝貢を阻止された事情を陳述したので、その取り扱い方に付いてご指示を乞う」旨上奏した。上奏文のなかで、何・丁両名は琉球の経済的・戦略的価値を否定しながらも、救援を求める琉球人を失望させないため、駐日公使として赴任する何如璋に日本との交渉を担当させ、駐日各国公使を招集して国際会議を開催し、琉球問題を検討させるべきだと提案した。⁽¹⁰⁷⁾

向徳宏らの陳述、何・丁両名の上奏によって、清国政府は琉球国の進貢継続に困難な問題が生じていることを知り、近く赴任する初代駐日公使の何如璋らに明治政府と交渉するよう命じた。⁽¹⁰⁸⁾

李鴻章が進貢停止に関する情報をキャッチしたのも何・丁両名の上奏から三ヶ月後のことで、九月二〇日に至って、李鴻章は突然、天津の日本領事館に森有礼を訪ね、琉球国の進貢を日本政府が「差留」めたというのは事実かどうか、琉球国から日本国へ「公使」を派遣しているのかどうか

どと問い質したところ、森が「相い心得申さず」⁽¹⁰⁾と曖昧に返答したため、琉球の苦境の実態を認識するには至らなかった。とはいえ、李鴻章もようやく日琉関係における問題の一端に気付き始めたのである。

日清提携を期待する李鴻章にとって、日本による琉球の進貢停止は予想外のことであり、日清の外交交渉で解決されなければならぬ問題であった。外交交渉の任務を命ぜられたのは、駐日正副公使に選任された何如璋・張斯桂とその参贊官の黃遵憲らであった。

日本国内の内乱（西南戦争）の終結を待つて、七七年一月二七日、何如璋・黄遵憲らは軍艦海安号に乗って上海を出発、長崎・下関・三津浜・小豆島を経て、神戸に入港したのは一二月七日のことであった。⁽¹¹⁾何如璋らは兵庫県令・外務省官吏や清国商人らの出迎えを受け、神戸市街は歓迎の人波で溢れた。大阪・京都でも朝野の大歓迎を受けた何如璋らは、日清提携の雰囲気が拡がっていることに大いに満足した。

しかし、海安号が神戸港に停泊中、琉球使臣の馬兼才（与那原親方）が密かに船内に忍び込み、琉球救国のための援助を要請するというハプニングが起こった。午前一時頃、

簪を斜めに差し破れ服を着た馬兼才は、船内に押し入るや「地に伏して痛哭し」、琉球語で何事かを訴えていたが、やがて懷から国王の密書を取り出して何如璋らに提出した。

密書には「日本は琉球の進貢を阻止し、やがては必ず琉球国を滅ぼすだろう」と記されていたという。⁽¹²⁾日本国内の清国公使歓迎ムードの裏で、琉球存亡の危機が迫っていることを、何如璋・黄遵憲らは思い知らされたのである。⁽¹³⁾

何如璋らは横浜経由で七七年二月二五日東京へ入るや、日清外交の第一の課題として琉球問題に取り組まざるを得なかった。馬兼才も東京へ舞い戻り、毛鳳来（富川盛奎）^{もうほうらい}らとともに、屢々清国公使館を訪れて何如璋らに会見を求め、請願書を提出した。⁽¹⁴⁾七八年九月頃、馬兼才・毛鳳来らは何如璋らのアドバイスを受けて、アメリカ・オランダ・フランスの駐日公使へも請願書を提出し、「敵国（琉球）は小なりと雖も自ら一国を為し、大清国の年号を遵用するも、大清国の天恩高厚にして、其の自治を許せり」と強調しながら、日本政府に勧告して琉球への干渉を止めさせるよう訴えるに至る。⁽¹⁵⁾

(3) 何如璋の献策と対日交渉

何如璋らは来日後、在日琉球使節と会見を繰り返し、琉球の歴史と現実について理解を深め、琉球問題の解決策を模索しながら、数ヶ月間の検討を経て、七八年四月の時点で総理衙門あてに、日本政府の命令を撤回させるための対応策を建議した。⁽¹⁵⁾

その内容は、次のように要約できる。第一に外交談判を続けるとともに、兵船を琉球へ派遣して進貢を促す方法（上策）、第二に琉球人に救援を約束して日本に抵抗させ、日本軍の琉球攻撃には清国も軍事力で対抗する方法（中策）、第三に駐日各国公使を招集して国際会議を開き各国の意見を求める方法（下策）の外、①進貢を許し冊封を中止する案、②冊封を行い進貢を免除する案、③琉球が日本の「外藩」であることを国際的に承認させることによって併合を防ぐ案、④日清和好のため琉球の日本帰属を承認する案等であり、想定し得る限りの選択肢が提示されている。同時期の李鴻章あての書翰では、何如璋は日本国内の情勢を詳細に分析した上で、①清国が琉球問題で対決姿勢を堅持しても、太久保や岩倉らの日清提携派は戦端を啓かず理性的に対応すること、②西郷従道のような瘦狗無頼の徒

が戦端を啓くことを怖れるのであれば日清の和好はあてにならず、琉球・朝鮮の滅亡を視野に入れて対策を立てるべきこと、③いずれの場合にせよ、坐して琉球の滅亡を待つよりも、いま断固たる態度を表明しておくことが得策であること、等々を強調しながら、「上・中策」の採用を提案した。⁽¹⁶⁾

何如璋の提案を検討した李鴻章は、七八年五月三〇日付の返書で、①琉球は海中の小国に過ぎず、その進貢を受けても大して利益はなく、清国には武力で琉球の進貢を争うだけの理由はない、②日本には瘦狗無頼の如き輩もいるので外交交渉に持ち込んでも解決は困難だろうが、問題を提起することで琉球の併合を思いとどまらせるならば大きな成果である、と強調しながら、③琉球が救援を訴えて止まない場合には適当に指導し、総理衙門の指示を待つて処置するようにと返答した。⁽¹⁷⁾

総理衙門も何如璋の「上・中策」には同意せず、「我が方は琉球の進貢問題で譲歩しないことを穏やかに通告し、水面下で日本側に政策転換の余地を残し」⁽¹⁸⁾て、外交交渉を継続するようにと指示しただけであった。

軍事的対決の回避と琉球の進貢停止の一時的黙認、外交

交渉の継続を主張する李鴻章や総理衙門の現状黙認策にせよ、何如璋・黃遵憲の外交談判と軍事的示威を組み合わせた対日強硬策にせよ、あるいは何璟・丁日昌の万国公法にもとづく琉球問題解決のための国際會議開催にせよ、いずれも日清修好条規の枠組みのなかで琉球問題を処理しようとする日清提携の立場から提起されていた点では共通していた。⁽¹¹⁾ 対日強硬策を「上・中策」として提起した何如璋・黃遵憲ににしても、熱心な日清提携論者であって、彼らは台湾出兵・琉球進貢停止の首謀者を薩摩人とみなし、明治政府内部の日清提携派が薩摩派に反対することを期待しながら対日交渉にあたった。⁽¹²⁾

七八年九月三日、寺島外務卿と会談した何如璋と張斯桂は、進貢停止命令の撤回を要請するとともに、「琉球ハ地理上ヨリ云ハ敵国「清国」ノ附属」であること、琉球の「所屬」を論ずるには歴史的な証拠文献に拠るべきことを主張して、寺島外務卿の強調する琉球ハ日本属地論、琉球人ハ日本人論に異議を唱えた。寺島外務卿は何・張の要請を在日琉球人の請願に帰因するのではないかと疑い、問い質したところ、何如璋らは「琉人ヨリ我政府へ申立、其証拠ヲ以テ、拙者迄願出候事」と告白しながらも、この件に

ついてはすでに前年天津で李鴻章が森公使と談判しているなどと弁解した。⁽¹³⁾

ほぼ一ヶ月後の一〇月七日、何・張は寺島外務卿へ「琉球ハ元來清国ノ藩屬、自治ノ国ナルニ、何故日本ハ其進貢ヲ差止タルカ」との質問と抗議の照会文書を提出し、その中で琉球を清国の藩屬とみなす論拠（明代以来の進貢冊封、内外史籍の記載、琉球と諸外国との条約締結）を提示するとともに、進貢停止命令を暗に「鄰交に背き弱国を欺く」「不信不義無情無理」の仕打ちだと非難した。⁽¹⁴⁾

寺島外務卿は何・張の前掲文書の中の文言を「佞想ノ暴言」と受け止め、回答を引き延ばした後、十一月二日返書を送付し、「暴言」を問題にして、清国政府は日清の和好を欲していないのかと追及した。「暴言」ではないと釈明する何如璋らと「暴言」の撤回を要求する寺島外務卿の応酬が繰り返されている間に、明治政府は「暴言」問題を逆用して琉球問題をめぐる外交交渉を巧みに回避し、⁽¹⁵⁾ 他方で琉球側の懸念の抵抗を排除しながら、琉球併合の既成事実を着実に積み重ねるに至る。

七 廃琉処分 の諸相と内外の論評

(1) 「琉球藩処分案」とその周辺

明治政府の琉球「内国」化の方針は、琉球側の反対・抵抗を押し切って着実に実施され、七六年に入ると、裁判・警察事務の接收(五月)、熊本鎮台分遣隊(二五名)の那覇駐屯(六月)、琉球人の清国渡航制限(七月)等の措置が次々に具体化された。⁽¹⁴⁾

琉球「内国」化のプロセスは七七年の西南戦争、七八年五月に突発した内務卿大久保利通の暗殺によって一時的に停滞したものの、大久保の後を継いで工部卿から内務卿へ転任した伊藤博文の指揮のもとでも、琉球「内国」化の動きは継続され、七八年の後半以降さらに加速されることになる。

明治政府は在日琉球人の救国請願によって、琉球「内国化」に対する国際的批判が高まることを懼れた。加えてまた、琉球の進貢停止を命じた措置に対する駐日清国公使の度重なる抗議も、琉球の「内国化」を急がなければならぬ事態として受け止められた。

伊藤内務卿の諮問をうけて琉球処分の方法を検討した松

田道之(大書記官)は、七八年十一月の時点で、伊藤あてに「琉球藩処分案」を提出した。その中で、松田は「処分発令ノ以前ニ於テ藩地ノ分営ニ若干ノ兵員ヲ増スヘシ」等の「琉球藩処分方法」一四カ条を提案したが、その前提として、琉球社会の歴史と現実を分析し、処分の結果予想される事態を想定しながら、処分を必要とする理由(「適當スヘキ処分ノ方略」)を掲げた。⁽¹⁵⁾ 松田が掲げた「方略」の論点を要約すれば次の通りである。

① 琉球藩は万国公法に言う隷属国(半主国)ではなく、対馬と同様の純然たる国内の一藩であるから、日本の国体に合わないものを改革するのに、何も憚るところはない。

② ところが、かつて副島種臣が外務卿の任にあった時、琉球に対して「国体政体は永久に変更しない」と約束している。副島の約束は永遠に変更できないというものではないが、外務卿の任にあった時の約束だから、全く効力がないというわけにもいかない。

③ 琉球側は副島の約束を「不朽の金言」のように主張して旧体制を維持する大義名分としているので、今突然の改革を行うには適当な「条理と辞柄」が必要である。

④琉球が日本政府の対清関係断絶命令や裁判事務引き渡し命令を遵奉せず、駐日清国公使や各国公使に斡旋を求めたことを、「廢藩置県」等の処分を断行する「条理名義」(大義名分)とすべきである。

要するに、松田が前外務卿副島の「約束」を反故にして処分を断行する「名分条理」に掲げたのは、事実の因果関係を転倒させた一方的言いがかり(食言)であつたことから、琉球側に対してなら説得力を持ち得ず、むしろ明治政府への不信感を増幅させる源泉となつたことに留意すべきであろう。

松田が策定した「琉球藩処分方案」を受けて、明治政府は七八年一二月二七日、松田に再び琉球出張を命ずるとともに、その翌日、琉球藩邸詰めの在日琉球使節に東京退去を命ずるに至つた。⁽¹²⁾退去命令に驚いた琉球使節は翌七九年一月六日、松田を訪ねて退去時期の猶予を請願したが峻拒された。事態の急速な展開は内外の注目するところとなる。

ところが同日、伊藤内務卿は琉球出張準備中の松田あてに書翰を送り、琉球が「奉命すれば旧に依て我が藩属と成し置かれ」、やむを得ない場合に「廢藩」を行うべきだと指

示した。この時点でも、伊藤は琉球の「日本専属」を選択肢の一つとみなしていたものの、大隈らとの意見の相違が松田を困惑させることを懼れ、到底奉命の可能性がないと判断される場合には「廟議の決する所」に異議はないと返答していることに留意すべきであろう。⁽¹⁷⁾

松田が琉球使節を同伴して横浜を出港してから五日後の七九年一月一三日、寺島外務卿は英仏公使と個別に琉球問題について意見交換した。面談のなかでイギリス公使は、①琉球は日清の「両属地」とみなされるのではないか、②松田を琉球へ派遣したのは廢藩置県のためか、③琉球人を東京から退去させたのはどういうわけかなどと質問し、④「琉球藩ハ自カラ国法アリテ敢テ兵器ヲ用ヒス、道理ヲ以テ能ク人民ヲ服セシメ」ているとか、⑤米国公使も帰国前に琉球を日清両国の保護のもとに置くべきだと言っていたなどと主張して、寺島外務卿を大いに困惑させた。⁽¹⁸⁾すでに琉球「内国」化の最終局面に入りつつあり、寺島外務卿には駐日外国公使の意見に耳を傾ける余地などなかったからである。

(2) 「王国」の廃滅―廃琉置県―

松田（琉球処分官）が三年半ぶりに再度那覇港に姿を現したのは七九年一月二六日のことであつた。早速、首里城へ乗り込んだ松田は琉球当局と会見し、対清関係の断絶・裁判権の内務省移管等について、遵奉書を二月三日の期限内に提出するよう通達した。二月三日に至つて、琉球当局は提出期限の延期を要請したが、松田は即座に峻拒、琉球側に遵奉の意思がないものとみなし、予定通り翌日には那覇を出港して二月一三日着京した。⁽¹²⁹⁾

最終的決着を急ぐ明治政府は、伊藤内務卿上申の琉球処分案（分遣隊・警官隊の増員、廃藩置県の発令等）を承認し、三月三日松田に三度目の琉球出張を命じた。同日、何如璋は琉球をめぐる事態の緊急性を察知して寺島外務卿と会談したが、寺島外務卿は「暴言」問題を持ち出して交渉に応じなかつた。⁽¹³⁰⁾

七九年三月一二日、松田処分官は内務官僚四一名、警察隊一六〇名を率いて高砂丸に乗り横浜を出港、途中鹿児島で熊本鎮台分遣隊四〇〇名と合流して琉球へ向かつた。松田の横浜出港当日、何如璋は寺島外務卿へ警察隊の琉球派遣を中止するよう要請したが、寺島はこれを無視した。⁽¹³¹⁾

那覇港到着の翌々日（三月二七日）、松田処分官は随行の官僚・警官・兵士全員を率いて首里城へ乗り込み、今帰仁王子らの琉球当局の面前で、持参してきた「廃藩置県の条々」を読み上げて手交した。その翌日、琉球当局は「条々」の取り消しを要請したが、松田は即座に却下した。武力を背景に首里城退去を迫る松田の強圧には抗したが、尚泰は三月二九日、泣き叫ぶ一族郎党に囲まれながら首里城を退去せざるを得なかつた。四月四日、明治政府は「廃藩置県の条々」を内外に布告、琉球王国は名実ともに廃滅され、日本国の中の沖縄県として位置づけ直されることになる。⁽¹³²⁾

「沖縄の廃藩置県」とも通称されるこの史実は、明治政府にとっては琉球「内国」化の最終的達成として意義づけられるが、琉球王国にとっては「主権」の喪失にほかならなかつた。つまり、形式的な琉球藩の廃止にとどまらず、実質的に琉球王国の廃滅を意味したことから、「廃藩置県」と言うよりも、「廃琉置県」と称すべきであろう。

首里城の無血開放に成功した松田処分官の次の課題は、行政事務の円滑な引き継ぎであつた。四月二日、松田処分官は旧王尚泰に対して、新設の沖縄県の命令に従うべしと

の布令を士民向けに出すよう命じ、旧三司官へも同趣旨の説諭を繰り返した。⁽¹³⁴⁾しかし、旧三司官等の琉球首脳部は「士民一般心志を固め、日本の命令を拒絶し、以て清国の援兵を待つべし」との方針のもとに松田の要求には応じなかった。⁽¹³⁵⁾

琉球の「社稷」（国家）保持に固執する那覇・首里の士族層は、公然と松田へ処分反対の請願書を提出し、次のように訴えている。即ち、琉球は自ら建国して主権を持ち日本内地とは異なるのに、琉球国を廃滅されたのでは、たとえ日本政府からどれほどの物質的恩恵を蒙ったとしても、精神的に「安着」できず、「憂心焚クルガ如」き苦痛に堪えかねているので、この度の「廢藩の御処置は」取り止めて頂きたい、と。⁽¹³⁶⁾

ここで注目すべきことは、第一に琉球は「自ラ開闢シ、素ヨリ君主ノ権ヲ有シ」ているという歴史認識に基づく自己意識（アイデンティティ）が請願書の基調に据えられていること、第二にこの請願書には、旧三司官から那覇・泊・首里・久米村の士族代表に至る五三名の指導的人物が連署し、遵奉派（日本専属派）とみなされていた護得久朝常なども加わっているので、琉球士族層の総意が反映されている。

と見なされることであろう。⁽¹³⁷⁾

鎮台兵や警察などの武力を背景として、琉球士族層の必死の抵抗を押さえつけながら、松田は一方で琉球の旧行政機関から行政事務を次々に接収するとともに、他方では旧王尚泰の上京を督促し、五月二十七日、ついに尚泰とその一族郎党を上京させ、琉球処分官としての任務を果たし終えることになる。

この間、琉球社会の内部には、廢琉置県によって「積年の圧制と虐使」の「苦境」から救済されることを期待し、あるいは日本との経済関係を重視して廢琉置県の「世替わり」を歓迎する一部の農民も存在したが、大多数の農民層の間では、清国の救援を期待しながらも、待ちくたびれて「日本命令の通り従順するより外にしかたなし」と諦める雰囲気が出た。⁽¹³⁸⁾他方で、首里・那覇の士族層や地方農村の役人層の主流は廢琉置県の現実を受け容れず、血判誓約書に署名して隠然・公然の抵抗を続け、あるいは清国へ亡命して救国運動に奔走するに至る。⁽¹³⁹⁾

（3）廢琉処分と内外メディアの論評

明治政府の廢琉処分は内外に大きな論議を巻き起こした。

日本国内では「国中一般の例に従って廢藩の命を下したるのみ」と受け止め、琉球側の抵抗⁽¹⁴⁾救国運動を「頑迷固陋」と批判する論調が大勢を占めた。

自由民権派の中にも、「朝野新聞」や「郵便報知新聞」に代表される「処分」支持の潮流と、「近事評論」や「横浜毎日新聞」に代表される「処分」反対（非処分）の潮流が論争を繰り返したものの、前者の潮流が主流となった。⁽¹⁵⁾ 七九年一月一〇日付の「朝野新聞」の如きは在日琉球人の救国運動に対して「甚だしい哉、琉奴の我が日本帝国を蔑視するや」と難詰し、「琉奴討つべし」と怒号した。⁽¹⁶⁾

廢琉処分の直前に、琉球側の立場に理解を示しつつ明治政府の過度の「干渉」を批判していた『近事評論』にしても、「廢藩」直後の論説では、明治政府の「処分」を是認した上で、「同胞」の沖縄県民として「信愛」の情を以って受け容れるよう日本国民に呼びかけるに至った。⁽¹⁷⁾

台湾事件以来、上海の「申報」や香港の「循環日報」などの清国側のメディアも琉球の「所屬」問題に関心を向け、日琉関係・中琉関係における諸問題を逐一報道して論評を加えたが、琉球を清国の「専屬」と見る立場から日本側の「干渉」を批判する論調が主流であった。⁽¹⁸⁾ 廢琉処分が現実

となり日清関係の緊迫のニュースが相次ぐ中で、清国側のメディアの論評は対決論と和好論の間を微妙に揺れ動いた。七九年五月三一日付の「申報」論説は「琉球はこれまで清国に服属していたのに、この度日本に滅ばされたとなれば、必ず援軍を派遣して日本と争うべきだ」という論者の見解を紹介し、「その言、理あらざるには非ず」と肯定しながらも、内外情勢を考慮すれば、いまは対外戦争を「高言」すべき時ではない、と慎重論を展開した。⁽¹⁹⁾

清国と宗属関係にあった朝鮮では、日本の廢琉処分に危機感を強め、防衛力強化の必要性が強調されるとともに、琉球を保護し得なかった宗主国の清国に対する不信感も醸成された。⁽²⁰⁾ とは言え、朝鮮側から琉球に援軍を送るべしという積極的な提案がなされたわけでもない。⁽²¹⁾

欧米列強側のメディアの論調は、①清国寄りの立場から「日清両属」の琉球を清国に断りなく一方的に「処分」したのは万国公法に違反するとみなし、廢琉処分の不当性を強調する論調と、②日本の主張を支持して内政上の当然の措置あるいは「止むを得ざる措置」とみなし、廢琉処分を容認する論調に大別される。⁽²²⁾

横浜で発刊されたフランス語新聞「クーリエー、デュ、

「ジャッポン」(一八七九年八月一二日付)の長文の論説は客観的立場から廃琉処分を論評し、次のような論点と結論を提示している。

①過去から現在に至る琉球・日本・中国の歴史的関係を検討した結果、明治政府の今回の「変革」はやむを得ない措置であったとは言うものの、これを直ちに正当な行為であったと認めることはできない。

②琉球は数千年間海外に孤立して、現在の国際的義務については夢想だにせず、また琉球に対して国際的責任を負わなければならないと考えさせるような状況はなかった。

③従って、日本政府の側には、琉球人の「迷妄」を責めるよりも、寧ろ琉球人の蒙を啓き、迷いを解くという視点から対琉球政策を実施する義務があった。

④もし明治政府がそのような視点から琉球に対する措置を講じたのであれば、琉球を凌辱屈服させる如き今日のような政策よりは遥かに勝る措置が採れたであろう。

⑤惜しいことに、明治政府は思慮に欠けていたために、自ら斯くの如き不利を招く行動に出たのである。¹⁴⁹

廃琉処分の可否は道義的視点からだけでなく国際法の視

点からも、内外のメディアで繰り返し論評された。従って、琉球問題は後続の越南・朝鮮問題とも連動しながら、一八八〇年代の東アジア国際秩序の変動要因として位置づけられたことに注目すべきであろう。

八 廃琉後の日清交渉と琉球人の動向

(1) 琉球問題をめぐる日清交渉の曲折

一八七九年四月四日の「廃藩置県」(廃琉置県)の布告は内外に衝撃を与えた。琉球の宗主国としての体面を傷つけられた清国は日本へ抗議したものの、同時に琉球問題を「小事」と位置づけ、平和的・外交的に解決したいという意思をも表明した。¹⁵⁰折しも日清両国を訪問したグラント(前アメリカ大統領)の仲介を契機に、七九年後半から八〇年前半にかけて、公式・非公式のルートで日清の直接交渉が模索される。

廃琉置県のニュースは漂流を装った琉球の密航船によって、七九年五月福州滞在中の向徳宏(幸地朝常)らのもとに届けられ、ついで福建商人が東京から持参してきた尚典(琉球国世子)の密書によって廃琉置県前後の実情がかなり詳細に伝えられた。

向徳宏は第一報を受け取った直後に、配下の蔡大鼎さいだいどう（伊計大鼎）らを天津の李鴻章のもとへ派遣して情報傳達させ、六月初旬に第二報（尚典の密書）を受け取った後、自ら北上して天津へ入り、七月初旬には李鴻章へ琉球救援を要請する請願書を提出した。⁽¹⁵⁾

向徳宏の北上から四ヶ月後の七九年九月、毛精長（最後の進貢使）・蔡大鼎・林世功らも福州を出発し、一〇月には天津に立ち寄り向徳宏と再会、グラントから琉球三分割案が提示されているという情報を聞き、北京へ入って総理衙門や礼部へ琉球救援の請願書を提出したものの、具体的な反応は得られず、福州へ戻るよう指示された。しかし、毛精長らは北京滞在の許可を求め、繰り返し請願書を提出し続ける。⁽¹⁶⁾

この間、向徳宏の天津入りと前後して、明治政府当局の密命を帯びた竹添進一郎が秘かに天津へ入り、李鴻章を訪ねて琉球問題をめぐる筆談を繰り返した。七九年一二月の筆談では、竹添はしきりに日清提携の必要性と廢琉置県の正当性を主張するとともに、向徳宏の動向を察知して、日清提携の妨害者の請願に左右されるべきではないと勧告した。⁽¹⁷⁾

李鴻章は竹添の日清提携論に深く共鳴しながらも、向徳宏の琉球救援要請にも配慮せざるを得ず、外交交渉の枠内で琉球問題の解決方法を模索し、竹添の協力を期待した。

竹添は一旦帰国して明治政府当局に李鴻章の意向を伝え、外交当局と解決策を検討した。慎重な検討の結果、明治政府はグラントの勧告に従って琉球の南島（宮古・八重山）を清国へ割譲し、その代償として、清国内地で欧米諸国並みの内地通商権を得るため日清条約改訂を要求するという分島・改約セット案を決定した。⁽¹⁸⁾

竹添が予備交渉のため再び天津の李鴻章を訪ね、日本側のセット案を提示したのは八〇年三月二六日のことであった。この日の筆談で李鴻章は改約に強く反対し、分島には賛否を表明しなかったものの、総理衙門あての書翰では、琉球二分割（分島）案を受け容れてもよいのではないかと勧告している。⁽¹⁹⁾

しかし、総理衙門が分島案に難色を示したため、李鴻章は四月四日の筆談で、駐日公使の何如璋から寄せられた琉球三分割案をグラントの意向であるかの如く提示し、竹添の同意を求めた。三分割案とは、北島（道の島）を日本領、南島（宮古・八重山）を清国領とし、沖縄島に王国を復活さ

せるという内容であった。驚いた竹添は三分割案を即座に拒絶して帰国し、予備交渉は不調に終わった⁽¹⁵⁶⁾。

予備交渉の不調にもかかわらず、日清当局は交渉開始のための努力を継続した。日清提携を対日外交の基調に据えていた清国側にとっては、第一に交渉による解決以外に選択肢はなかったこと、第二に伊犁問題をめぐるロシアとの緊張がまだ継続中であつたことも、日清交渉の開始を促す要因となった。

正式交渉は北京の日本公使館と総理衙門を舞台に、八年八月一八日から始まり、日本側提出の分島・改約案を基礎として八回の会談が繰り返され一〇月二一日に終わった。この間、清国側代表は天津の李鴻章と密接に連絡をとり、分島案については李鴻章の賛成意見を背景に、第三回会談で日本側の提案にほとんど抵抗することなく合意した。もっとも、清国側は南島に王国を再建するつもりで、尚泰かその子息を国王に即位させるために引き渡しを要求したが、日本側は頑なに拒絶し、暗に天津滞在中の琉球人(向徳宏)を国王に据えるよう勧告した⁽¹⁵⁷⁾。

李鴻章が説得すれば向徳宏は同意するものと判断した清国側代表は、ついに日本側提案にもとづく「琉球処分案

約」(以下、琉球分割条約という)を妥結、一〇日後の一〇月三一日までに調印することを約束するに至る。

ところが、調印を約束したにもかかわらず、清国側は期限が過ぎても調印に応じようとはせず、ひたすら回避し続けた。その理由は何であろうか。第一義的理由は、分割条約に断固たる反対の意思を表明した在清琉球人の救国運動を、清国側が配慮せざるを得なかったからであつて、伊犁問題をめぐるロシアとの緊張は二次的要因に過ぎない⁽¹⁵⁸⁾。

交渉妥結直前の一〇月一九日、李鴻章は総理衙門あての書翰で、①向徳宏は琉球分割Ⅱ南島建国案に断固反対している⁽¹⁵⁹⁾と指摘し、②伊犁問題で日露が同盟する可能性はないことを強調、③交渉の妥結を延期して欲しい、と要請した。向徳宏が李鴻章に「泣訴」し、琉球分割条約に断固反対の意思を表明したため、これまで琉球分割案を容認していた李鴻章が「約変」し、妥結延期を要請するに至つたのである。

この李鴻章書翰を契機に、清国内部で琉球分割条約に調印すべきか否かをめぐる大論争が展開され、清国当局は当面調印を延期せざるを得なくなった。しかし、琉球分割はかろうじて「延期」されたものの、分割の危機は回避され

たわけではなく、在清琉球人の救国運動は清国内の調印可否論争と連動しながら、益々重要な役割を担わざるを得なくなることに注目すべきであろう。

(2) 琉球分割の危機と分割阻止運動

琉球分割条約の妥結前後に、駐日清国公使の何如璋から琉球二分割⁽¹⁰⁾＝南島建国案の情報が伝えられると、尚泰とその周辺の在日琉球人や現地琉球社会の指導層の間では賛否両派に分かれて論争が展開された。尚泰自身は反対の意思を表明したと言われるが、「次善の策」などと称して分割⁽¹⁰⁾＝建国案に賛成した琉球人も存在したことに留意すべきであろう。

清国内で展開された琉球分割条約の調印可否論争は在清琉球人の危機意識を強め、分割阻止に立ち上がらせることになる。前年（七九年）一〇月以来、北京に在留し続けた毛精長・蔡大鼎・林世功らは総理衙門や礼部へ琉球救援を繰り返し請願し、日清交渉の期間にも琉球二分割の情報を得て、「分割は滅亡と同じだから断固反対する」との意思を表明していたが、交渉妥結後の緊急事態に迫られて八〇年十一月一日総理衙門を訪れ、あらためて請願書を提出

している。その二日後、即ち十一月二〇日、林世功は琉球救国の大義に殉ずる決意を込めた請願書を認め、ついに自ら命を断つに至った。⁽¹⁰⁾

同志の蔡大鼎によつて総理衙門へ提出された林世功の請願書には、琉球分割条約について直接言及されているわけではない。しかし、林世功は同志たちへの遺言書の中で、「調印以後にどれほど強力に請願しても有名無実とならざるを得ないので、調印以前に決死の請願を試みて回天を期することにしたが、認めた請願書が事態の挽回に役立つと判断されるのであれば提出して頂き、同志諸君に迷惑が及ぶ恐れがあれば提出しなくても構わない」と断っていることから、林世功の自決が琉球分割条約の調印阻止を目的として決行されたことは明白であろう。⁽¹⁰⁾

清国当局は救国の大義に殉じた林世功を忠臣と評価し、銀三百両を与えて張家湾に丁重に埋葬させたものの、分割条約反対の激しい意思表示に大きなショックを受け、困惑せざるを得なかったと思われる。

この間、清国内では劉坤一（南洋大臣）一派の即時調印論がまだ一定の影響力を持っていたものの、李鴻章（北洋大臣）一派の調印延期⁽¹⁰⁾＝再交渉論が次第に大勢となった。

向徳宏や林世功らの決死の調印阻止運動が功を奏したのである。

八一年二月二四日、ペテルスブルグ条約が調印されると、対露強硬派の左宗棠は北京へ召還されて総理衙門勤務を命ぜられ、琉球分割条約の調印可否論争を総括した意見書を提出した。その二日後の三月五日、琉球問題の再交渉を命ずる清国皇帝の上諭が下され、琉球分割条約は廢案となり、分割の危機はひとまず回避されるに至る。⁽¹⁰⁵⁾

清国側の再交渉方針が示されたことによって、琉球分割の危機はひとまず回避されたものの、日清関係は逆に緊張せざるを得ず、日清両国内に開戦論が台頭する中で、なお外交的解決の努力も継続された。

八一年六月、駐清ドイツ公使のブランドから日清再交渉を呼びかける私信を受け取った明治政府当局は、ブランドの仲介を婉曲に謝絶しながらも、対応策を慎重に協議し、尚泰の嫡子尚典を清国へ引き渡して清国側に琉球分割条約の調印を迫ることにした。⁽¹⁰⁶⁾

清国側では総理衙門が分割条約の復活に難色を示したものの、李鴻章は「(南部)二島ヲ独立国ト為スコトヲ基本トシテ此ノ難局ヲ終局」したいとの意向を示していた。⁽¹⁰⁷⁾ 八一

年一〇月の時点では、一年前の李鴻章と総理衙門の立場は逆転し、李鴻章は分割条約容認の立場に再転換していたのである。八一年一二月、天津領事の竹添進一郎と会談した際にも、李鴻章は分割条約承認の意向を示し、分島と改約の一体処理を強調した。⁽¹⁰⁸⁾

八二年の前半、分割条約の復活へ向けて、竹添・李鴻章会談が繰り返される。竹添は外務卿井上馨の指示により、尚典あるいは尚泰の清国への転籍を認める方針で、条約復活に全力を尽くした。李鴻章も竹添(井上)の提案を受け容れる方向へ傾き、総理衙門にも同意するよう説得を続けた。⁽¹⁰⁹⁾

東京では第二代の駐日公使黎庶昌^{れいしよしょう}が馬兼才(与那原)を呼び出し、首里城返還を条件に分割条約を受け容れるよう説得したが、馬兼才は説得に応じず、この情報を北京在住の琉球人や琉球現地の士族層へ通報した。

北京の毛精長らは馬兼才からの情報を得るや、総理衙門へ請願書を提出し、「琉球の全面返還なしには建國できず、黎庶昌案は亡国を意味するので断固反対」と訴えた。⁽¹¹⁰⁾

琉球現地の士族たちも分割の危機の再来という現実直面して、連日のように会議を開き、その対応策を協議した

結果、「両島（宮古・八重山）に建国すべからざるを知り、即ち人を清国に遣はし、必ず全島を取戻されんことを嘆願すべしと決定」、請願使節に毛鳳来（富川盛奎）を選出した。⁽¹⁶⁹⁾

廢琉置県後、沖縄県庁顧問官に就任し「親日」派とみられていた毛鳳来は、最後の三司官の一人としての責任感と琉球分割を阻止しなければならないという使命感に突き動かされて県庁顧問官を辞任、自らの任務を家族にさえ打ち明けることなく、八二年四月二七日、秘かに清国亡命を決定した。⁽¹⁷⁰⁾

福州へ向かう途中、宮古・八重山へ寄港した毛鳳来は、現地の土族層に琉球分割の危機が迫っていることを伝えた。現地の指導層は琉球からの分割＝王国の縮小再建を歓迎したわけではなく、分割反対の意思表明のために、毛鳳来の後について請願代表を福州へ派遣したことに注目すべきであろう。⁽¹⁷¹⁾

八二年五月八日、福州へ到着した毛鳳来は直ちに北上して北京へ入り、総理衙門や礼部へ琉球分割反対・全面返還の請願書を提出した。毛鳳来らの請願書は清国内の対日強硬論を勢いづかせ、総理衙門の対日外交が妥協へ傾くのを牽制する要因となる。

毛鳳来・毛精長らの懸命の請願を無視できなかった総理衙門は、李鴻章や黎庶昌の再三の要請にもかかわらず、分割条約の復活に難色を示し続けた。それ故に、井上・竹添と李鴻章・黎庶昌の間で繰り返された分割条約復活の試みは進捗せず、毛鳳来等の分割阻止運動に阻まれて、またしても挫折を余儀なくされたことに注目すべきであろう。

九 東アジア史のなかの琉球問題

（一）壬午事変前後の琉球問題

竹添進一郎が李鴻章との条約復活交渉を打ち切って帰国した八二年六月の時点で、明治政府の内部では交渉を継続すべきかどうかをめぐる意見が対立した。外務卿の井上馨は竹添を駐清弁理公使に昇格させて再派遣し、交渉を継続させようとした。しかし、竹添自身は辞退し、井上毅も竹添の駐清公使案・交渉継続案には反対である旨岩倉具視へ報告した。⁽¹⁷²⁾ 他方で松方正義（大蔵卿）は交渉継続に賛成意見を表明した。⁽¹⁷³⁾

この間、清国内では琉球問題をめぐって強硬手段をとる準備がすすめられているとの風説がひろがり、メディアには左宗棠が「干戈に訴」えるべしと申し立てたとか、岑毓

英（福建巡撫）も同様の「過激」な建議を行ったため「廟堂にも彼是議論もこれあり」などと書き立てていた。⁽¹⁷⁾ 清国の外交当局側では、朝鮮が廢琉処分の轍を踏むことを避けるため、欧米諸国を朝鮮へ引き入れて日本の勢力を牽制させるという観点から、宗主国としての立場で米韓条約や英韓条約の締結を主導し、中朝の宗属關係を強化する方向へと対朝鮮政策を転換しつつあった。⁽¹⁸⁾

折しも朝鮮では、閔氏政權の腐敗政治と日本の経済的・軍事的圧迫に対する朝鮮民衆の反発が高まり、八二年七月二三日、京城（ソウル）で自然発生的に反日・反閔氏政權の民衆暴動が突発、排外主義者の大院君が政權を握った。いわゆる壬午事変である。⁽¹⁹⁾

清国は宗主国の立場で暴動鎮圧のため迅速に多数の軍隊を朝鮮へ送り込み、大院君を逮捕連行して閔氏政權を復活させ、日本もまた襲撃破壊された公使館等の損害賠償を求めて軍隊と外交使節を派遣したが、清国側の主導のもとで推進された善後処理の結果、日清両軍の衝突は回避され、八二年八月三〇日、日朝間で被害者補償などを取り決めた済物浦条約を調印、事変はひとまず落着いた。⁽²⁰⁾

壬午事変は朝鮮が清国の「属国」であることを国際社会

に印象づけただけでなく、事変後に再建された閔氏政權は日本との結びつきを弱めて清国に頼り、八二年九月「中朝商民水陸貿易章程」の締結によって清国と朝鮮の宗属關係は強化されることになる。

壬午事変の推移に注目していた在日琉球人の馬兼才（与那原）らは八二年八月、再び駐日公使の黎庶昌を訪ね、意見を求めて請願書を提出し、重ねて「南島に建国するのは不可能である」と強調しながら、「聞くに、韓日に事あり、中朝出兵す、と。此の機会に乗じて球事「琉球問題」と并辨せられんことを望む」と訴えた。⁽²¹⁾ 馬兼才らは朝鮮問題と琉球問題を連動させて同時に解決するチャンスと受け止めたことに注目すべきであろう。

廢琉処分の教訓に学び、迅速な出兵を試みて成功したことから、清国内でも八二年後半から翌八三年前半にかけて、再び朝鮮・琉球問題をめぐる対日強硬論⇨東征論が高揚した。八二年九月一三日、鄧承脩（給事中）が「朝鮮乱党已に平らげたれば機に乗じて球案を議結せんことを請う」旨の上奏文を提出したのを契機に、その対日強硬論⇨東征論に与する張佩綸（翰林院侍読）と反対する李鴻章・薛福成・黎庶昌らが琉球問題の解決方法をめぐって「東征論争」を

展開した。⁽¹⁸⁰⁾

黎庶昌は当面軍備を強化した上で再度「旧案」(琉球分割条約)を提起するか、国際会議を開催して論議すべしと主張しながら、⁽¹⁸¹⁾他方で八二年一〇月から翌八三年二月にかけて、自ら松方大蔵卿との間で私的な会談を繰り返して、琉球問題の解決策を模索した。

黎庶昌・松方会談ではいくつかの選択肢が検討され、八三年二月の時点で、進貢継続を前提とした「尚氏世襲県令」案がとりまとめられた。この案を李鴻章は肯定的に評価したものの、⁽¹⁸²⁾総理衙門は難色を示した。⁽¹⁸³⁾日本側でも井上外務卿の受け入れるところとはならなかった。⁽¹⁸⁴⁾

諸外国では日清開戦の「不穩の風説」が取り沙汰されたものの、日本側は琉球問題について「異日支那ニ變動ノ起レル際ニアラサレハ好結果ヲ得ヘキノ期ハ可無之」として⁽¹⁸⁵⁾静観するに至る。

(2) 清仏戦争のなかの琉球問題

黎庶昌・松方会談で合意した「尚氏世襲県令」案が日清の外交当局に受け入れられず水泡に帰した一八八三年の前半、清国の周辺では新たな「変動」が顕著になりつつあつ

た。越南に対するフランスの軍事行動が拡大するにともなつて、越南の宗主国を自認する清国とフランスとの緊張も次第に激化しはじめた。八三年三月末、仏軍の南定(ナムディン)占領を契機に、清仏両軍は戦闘態勢を整えながら対峙し、以後約一年間、局地的な戦闘と外交交渉を繰り返しながら、八四年後半には全面的な清仏戦争に突入する⁽¹⁸⁶⁾。

明治政府の外交当局にとつては、清仏戦争は日清外交に有利に展開できるチャンスと受け止められた。井上毅は山県有朋(参事院議長)あての八三年五月一二日付意見書で、朝鮮を日清米の共同保護国とする案を清国へ提案するように申し入れた。⁽¹⁸⁷⁾前年ベトナムの清仏共同保護案を提案してフランス側に拒否された清国のことから、ロシアに対抗するために日本側から朝鮮の共同保護案を提起すれば受け入れるであろうという判断にもとづいていた。

その一ヶ月後に、琉球問題についても井上毅は新たな構想を提起した。即ち、渡欧中の伊藤博文が帰国の途次、李鴻章と会談する機会を設定し、「旧王尚泰を沖縄島司として自治を認めるが、清国は琉球のことを今後一切不問に付す」という妥協案を提示するとともに、「朝鮮を中立国とし日清米で共同保護する一策」を打診するという構想で

あった。⁽¹⁸⁷⁾

琉球問題と朝鮮問題を連動させた「沖繩島司・朝鮮中立化」案は、伊藤・李鴻章会談が実現しなかったことから試される機会を失ったが、朝鮮共同保護論はその後も対清外交の選択肢の一つとして追求される。⁽¹⁸⁸⁾

この間、フランスは日仏同盟の形成をしきりに画策した。八三年四月下旬、駐清フランス公使ブーレが榎本公使に清国に対抗する日仏連合を示唆し、六月六日にはフランス外務大臣が駐仏公使の蜂須賀茂顕に条約改正に便宜をはかる条件で日仏連合を持ちかけ、六月二七日にはフランスの上海領事ガリーが品川忠道（上海領事）に「安南・琉球の事項を、この時清国にせまり候ては如何哉」と日本の意向を打診してきた。⁽¹⁸⁹⁾

報告を受けた井上外務卿は品川あての八三年八月二九日付「機密第十四号」（琉球問題ハ清政府ヨリ再議スルニ非サレハ我ヨリ發議セサル件）のなかで、フランス政府が日本の条約改正に特に好意を示しているのも「その実、恩義を我に示し、連合して清国に当らんとするの底意」があるからだ⁽¹⁹⁰⁾と見抜きつつ、「なるだけその望みを絶たず、彼をして我条約改正に好周旋を為さしめ」るように配慮し、もし「琉

球一件」についての打診があれば「好機会と認むべき時節」を待つて「再考」すると返答し、「容れず拒まざるの間に於て彼の望みを維持」するようにせよ、と訓令した。⁽¹⁹¹⁾井上外務卿の「琉球問題不再議方針」はその後も明治政府の表向きの方針として維持されるが、日本側からは「發議」せず、清国側から提議されれば検討することを含意していることに留意すべきであろう。

琉球問題と越南問題の連動を清国側も十分認識し、日仏提携の可能性について敏感に反応した。八三年六月二四日、李鴻章は黎庶昌へ打電し、「曾紀澤（駐仏公使）の電報によれば、日本はフランスを助けて清国を威嚇し、この機に乗じて琉球問題に決着を付けようとしていると言ひ、アメリカのヨング公使も同様の情報を耳にしたと密告してきたが、確かどうか調査の上打電せよ」と訓令した。⁽¹⁹²⁾清国政府の内外でも、日仏同盟に対する警戒感が拡がった。

越南の戦局は八三年末から八四年前半にかけて新たな展開を始めた。八三年十一月の山西（ソントイ）の会戦は二〇日間の激戦の末、一二月一六日に清国正規軍の敗北に終わった。続いて翌八四年三月の北寧（バクニン）の会戦でも五万の清国軍はほとんど無抵抗のまま壊走した。⁽¹⁹³⁾

山西・北寧の敗戦は北京の政界を揺るがし、八四年四月八日の政変によって総理衙門の恭親王奕訢は失脚、主戦派の醇親王らが実権を握るに至った。⁽¹⁹⁵⁾その後から、清国外交は主戦派と主和派の論争に翻弄され、琉球問題・朝鮮問題をめぐる対日外交も試行錯誤を繰り返すことになる。

(3) 甲申政変前後の琉球問題

主戦論と主和論の交錯する清国内の政治情勢を背景に、八四年五月六日から、フランスの海軍中佐フルニエと李鴻章の間で新たな交渉が始まり、清国・越南国境の尊重、清国軍の国境への撤退などを内容とする李鴻章・フルニエ協定が五月一日に調印された。⁽¹⁹⁶⁾高まる主戦論に抗して調印された協定は、実施の過程で清仏両軍の行き違いから生じたハノイ北方での武力衝突によってご破算となり、フランスは六月二三日以後事実上の戦争状態へ突入した。フランス艦隊は八月五日から六日にかけて台湾の基隆砲台を攻撃破壊し、八月二三日には福州の馬尾で福建艦隊を潰滅させた。ついに清国朝廷は八月二六日、宣戦布告の上諭を発するに至る。⁽¹⁹⁷⁾

馬尾敗戦の報に狼狽した李鴻章は清国朝廷内の人材不足

を嘆き、駐清公使榎本の説く日清提携論に共鳴しながら「貴国と我が国は相結んで外侮を防がざるべからず。前年琉球の故を以て互いに相忌みしが如きは度外に措き、問わずして可なる一小事たるに過ぎず」と発言、日清提携のために琉球問題を清国外交の後景へ押しやる意思を示した。⁽¹⁹⁸⁾

清国海軍の弱体を暴露した馬尾敗戦の報を受けて、日本国内でもフランスへ荷担する論調が強まった。⁽¹⁹⁹⁾明治政府当局は清仏戦争に中立の立場を維持しながらも、「萬一清仏両国の際、平和の局を結ぶことあらば、彼れ（清国）鋒を転じて東響するの意を生ぜざるを保証しがたし」と見て、陸海軍の拡張に拍車をかけた。⁽²⁰⁰⁾

他方、外交レベルでは、目下日本国内には海南島をフランスに、台湾を日本に「分領」すべしとの主戦論が高まっていると脅迫したり、日清両国はアジアの同胞として「益々親睦」すべきだと誘いかけ、琉球問題のような「微少の利益に恋々せずして、以て早く此の件を団円完結に帰す」べきだとか、「疏案を断念して」新たな日清同盟条約を締結することが「上策」だなどと、欧米の外交官を通じて清国側へ遠回しに申し入れ、廢琉処分の際成事実を承認させるために画策した。⁽²⁰¹⁾

廢琉処分の既成事実を清国政府に受け入れさせることができないと見るや、明治政府はフランスを側面から援助する行動に出た。フランス軍の台湾封鎖から一ヶ月ほど後の一二月四日、朝鮮の漢城（ソウル）で竹添進一郎（朝鮮駐在公使）と日本軍に支援された独立党（親日派）のクーデターが決行されたものの、三日後の一二月六日、清国軍の王宮進撃と日本軍の退却、指導者金玉均らの日本亡命によってクーデターは失敗に終わった。いわゆる甲申政変である。⁽²⁰⁾

井上外務卿は二〇〇〇名の軍隊を率いてソウルへ乗り込み、八五年一月九日、謝罪・賠償金支払いなどを規定した漢城条約を朝鮮側と締結して落着かせたものの、日清間の緊張は緩和されず、善後措置が必要となる。

駐日清国公使の黎庶昌は朝鮮から帰国した直後の井上外務卿と会談して日本側の意向を打診し、その結果を踏まえて総理衙門へ提出した八五年一月二一日付の書翰の中で、「蜀呉同盟」の故事に倣うべしと強調しながら、日清間の懸案解決策として、①琉球放棄・朝鮮確保案（琉球・朝鮮交換案）と②琉球復国を前提とした琉球・朝鮮の共同保護案を提起した。⁽²¹⁾

黎庶昌の後任として赴任した徐承祖（第三代駐日公使）

も、八五年一月二二日に井上外務卿を訪ね、甲申政変後の東アジア情勢について意見交換した。その際、井上外務卿は「朝鮮および琉球の二案件を完全に処理しないならば、日清両国は終に誠実な友好関係を結ぶことは困難である」と強調した上で、「清国が朝鮮駐屯兵を撤退させなければ必ずや半年も経ないうちに事端がまた起こるだろう」との見解を示し、清仏関係についても「敗戦を避けて今のうちに講和するのが妙計だ」と勧告した。⁽²²⁾ この時点でも井上外務卿は琉球問題と朝鮮問題を日清関係の二大懸案とみなしていることに留意すべきであろう。

徐承祖は井上外務卿との会談を踏まえて、一月三〇日付の李鴻章あての書翰で、同時撤兵に固執する日本側の意向を伝えるときにも、「清仏戦争の最中で一敵を増やすわけにはいかないので善後処理を急ぐべきである」と提言した。⁽²³⁾

甲申政変の善後処理のために日清提携論者の伊藤博文が清国へ派遣されるという情報を得た清国側は、李鴻章を全権代表に任命した。伊藤と李鴻章は天津で四月三日から一八日までの間、互いに日清提携論を強調して妥協を模索しながら交渉を展開し、四月一八日両国軍隊の撤退、朝鮮出兵の際の通告義務などを規定した天津条約に調印した。⁽²⁴⁾

すでにその二週間前の四月四日には清仏パリ条約が締結され、越南では清仏両軍の停戦撤兵が開始されていた⁽³⁶⁾。

伊藤が帰国の途に就いた翌日（四月二〇日）、榎本公使と内談した李鴻章は今回の交渉妥結によって「幾分か両国の交誼を親睦ならしむるの基を開けり。ただ惜しむらくは琉球一案未だ局を結ばず、是れ猶関心の一事也」と琉球問題解決の意思を表明した⁽³⁶⁾。榎本公使や井上外務卿らの日本側外交当局は表面上「琉球問題不再議の方針」を採り続けたものの、水面下では琉球問題が依然として日清関係の懸案であることを意識して対応せざるを得なくなる。

一八八六年から八八年にかけて展開された日清修好条規改定交渉のプロセスでも、琉球問題が繰り返し交渉進展のネックとして浮上し、清国側が提出した八七年六月一七日付の「球案ニ関スル照会文」を日本側は受け取らないわけにはいかなかった⁽³⁷⁾。欧米列強との条約改正のためには日清条約の改定を必要とするが、日清条約の改定のためにはネックとなっている琉球問題に最終的決着をつけないければならないことを、日本側は思い知らされたのである。琉球問題は自然消滅したのではなく、懸案事項として日清戦争に至るまで、持ち越されたことに留意すべきであろう。

おわりに

アヘン戦争から日清戦争に至る半世紀余の間に、東アジアの国際秩序が大きく再編成されたことは周知の通りである。この時期、伝統的な中琉関係と日琉関係は決定的に再編成され、東アジア世界に五〇〇年にわたって存立してきた琉球王国も歴史の舞台から退場することを余儀なくされた⁽³⁸⁾。本稿では琉球王国の廃滅のプロセスがどのように展開したのかを検討したのに加えて、王国の「主権」に対する干渉と王国廃滅に抗して、粘り強く展開された琉球救国運動についても、その概略を提示したつもりである。以下、東アジア史における琉球救国運動の歴史的意義と限界について総括し、結びに代えたい。

(1) 救国運動の歴史的意義

琉球王国の廃滅に抗して展開された琉球救国運動のプロセスは、廃琉置県以前と以後の二つの時期に区分される。廃琉置県以前には、日清両属か日本専属かという二つの選択肢をめぐる論争されたが、廃琉置県後には三つの選択肢が提示された。即ち、①旧琉球王国の全領域の返還を前

提とした王国の復活（全面返還・復国）か、②琉球二分割条約を前提とした新たな琉球国の建国（分割Ⅱ南島建国）か、③廃琉置県の実を前提とした明治国家への参入（消極的現状黙認）か、という二つの選択肢である。

琉球救国運動を展開した琉球人たちは①の選択肢を追求したが、日清両国が提示したのは②の選択肢であり、それは琉球側さえ同意すれば直ちに実現するはずの現実的選択肢であった。しかし、日清両国は②の選択肢を琉球へ受け容れさせることはできなかった。③の選択肢が沖縄の内部から主体的に考慮されるのは九〇年代に入ってからのことである。

むしろ、選択肢論争のなかで、「次善の策」として②の選択肢を受け容れるべしと主張する一派も存在したが、最終的には②の選択肢は拒絶され、最も実現困難な①の選択肢が琉球の総意として追求された。「琉球民族」の一体性の保持が最優先されたからである。

従って、琉球救国運動は最終的な「主権」回復の目標を達成できなかったものの、琉球の分割を阻止し「歴史の一体性」を保持するために決定的な役割を担ったという意味で、その歴史的意義は無視できず、正当に再評価されるべきであろう。

（2）救国運動の歴史的限界

もともと、琉球救国運動は様々な限界をも内包していた。第一に、運動の基盤となる琉球ナショナリズムの脆弱性である。対外的危機に直面していた廃琉置県前後の琉球社会には、抑圧者「ヤマト」への対抗意識が琉球ナショナリズムとして結集・強化され得る条件は存在した。結集の核となるべき尚泰が明治政府への忠誠を表明した後も、「たとえ君（国王）の命なればとて国家のためには従わざる事もあるものなり」と言い放つ士族層の強烈な国家意識も一部には存在した。⁽²⁰⁾

しかし、身分制社会の中の支配層と被支配層の乖離^{かいり}がナショナリズムの結集を妨げ、全民族的な危機意識を共有する段階にまでは至らず、琉球ナショナリズムを救国運動の民衆的基盤として十分に定着させることができなかったことに留意すべきであろう。

第二に、救国運動を展開した琉球人の伝統的秩序意識である。冊封進貢秩序を絶対視した琉球人は伝統的秩序意識に呪縛され、新たな時代へ対応する能力を持ちあわせず、

「両属国家」に代わる新たな国家構想を提起することでもできなかった。琉球の「社稷」護持を模索する過程で、万国公法への関心を示した事例はあるものの、十分に活用した形跡は見られない。在日琉球使節の与那原親方（馬兼才）がイギリス外交官の面会要求を回避しようとしたのも、日琉関係の伝統的な「隱蔽策」が破綻することを恐れたからであった。欧米との接触という新たな事態を、与那原が積極的に受け止めて対応する意思と能力を持ち得ていたならば、新たな選択肢を見出すこともできたように思われる。

（3）新たな選択肢の可能性

一八八〇年代の初頭、日本国内では自由民権派の植木枝盛が琉球分割交渉を批判し、本来「独立」「団結」して一体性を保持してきた琉球民族を、「殘忍酷虐」に「兩斷」する分割条約を画策するよりも、むしろ「琉球を独立せしむべし」と論じ、新たな選択肢を提示していたことは周知の通りである。⁽²⁰⁾

清国の内部でも、英仏公使を勤めた郭嵩燾^{かくそうそう}が廢琉置県の前後に、次のような注目すべき選択肢を提案している。

琉球の清国への進貢免除を前提として、日本だけでな

く欧米各国の公使とも協議の上、琉球の自主の権利を保障する方法を検討する必要がある。日本はすべての面で欧米の法律に従っているから、欧米の国際法によつて相互に牽制しあい、琉球には清国にも日本にも入貢させないようにし、その独立を国際的に保障してやるべきである。⁽²¹⁾

冊封的外交理念を堅持していた清国の内部で、郭嵩燾のような琉球独立論が主張されたのは、清国外交の新たな変化の兆候であった。李鴻章や總理衙門も郭嵩燾の主張を一つの選択肢として評価していたことに留意したい。

琉球と同様に大国の挟間にあった「小国」の指導層も、廢琉置県を他山の石として生き残り戦略を模索していた。八一年一二月、日本から帰国の途中、上海へ立ち寄った朝鮮国の官吏魚允中は、清国の第二代駐日公使として赴任する黎庶昌と会談した際に、廢琉置県について日本批判を展開しながら「清国は琉球問題をどのように解決する積もりか」と詰めより、黎庶昌を困惑させている。⁽²²⁾ 魚允中は琉球の運命を朝鮮国の前途に重ね合わせ、廢琉処分⁽²³⁾の結末に注目していたのである。

同じ頃、ハワイ国王のカラカウアも世界一周旅行の途上、

日本を経て清国の上海・天津へ立ち寄り、李鴻章・唐廷樞

らを表敬訪問した際、随行のアメリカ人顧問を退かせて、

直接時事問題を取り上げ、琉球問題について日清の調停に

意欲を示し、欧米に対抗するため清国が近隣諸国を団結さ

せてアジアの振興を担うべきだと進言した。⁽²³⁾ ハワイ国王

カラカウアは自国の生き残り戦略として、アジアの連帯を

強調していたのである。

ベトナムについて言えば、フランスの植民地支配下に
あった二〇世紀の初頭に、フランスからの解放を志して奮
闘した潘佩珠（ファン・ボイチャウ）が、琉球亡国の経緯に
注目し、『琉球血涙新書』を著述していることに注目すべ
きであろう。⁽²⁴⁾

琉球救国運動を展開した琉球人たちが伝統的な冊封進行
秩序を絶対視することなく、新たな時代（環境）に対応す
る能力を身につけていたならば、植木枝盛や郭嵩燾らの提
示する選択肢をも視野に入れ、朝鮮国やハワイ王国あるい
は越南とも連帯し、新たな選択肢を見出し得たかも知れな
い。しかし、救国運動に献身した琉球人は伝統的な冊封進
貢体制を絶対視し、専ら清国当局に王国復活のための支援
を要請することに終始した。これまた救国運動の歴史的限

界と言うべきであろう。

(1) 『中学社会 歴史 未来をみつめて』（教育出版、二〇〇
五年）一二二頁。

(2) 伊波普猷「序に代へて―琉球処分は一種の奴隷解放
也」（喜舍場朝賢『琉球見聞録』、東汀遺著刊行会、初版
一九一四年、再刊一九五二年、以下、喜舍場『琉球見聞
録』と表記する）。

(3) 外務省外交史料館日本外交史辞典編纂委員会『日本外
交史辞典』（山川出版社、一九九二年）一〇五一頁「琉球
処分」（安岡昭男執筆）。

(4) 金城正篤『琉球処分論』（沖縄タイムス社、一九七八
年）一一―一二頁。

(5) 拙著『清末中琉日関係史の研究』（京都大学学術出版
会、二〇〇五年）第一編第一章・第二章参照。

(6) 東京大学史料編纂所編『大日本維新史料』第一編ノ一、
六七〇―六七八頁。蔣廷黻編『籌弁夷務始末補遺』（北
京大学出版社、一九八八年）九八―一〇〇頁。John F.
Cady: *The Roots of French Imperialism in East Asia*,
(Cornell University Press, 1954). pp. 43-52. 張存武「中国
对西方窺伺琉球的反応、一八四〇―一八六〇」、『中央研
究院近代史研究所刊』第一六期所収。

(7) 『籌弁夷務始末』（台聯風出版社）道光朝二、一六二
〇頁、卷七七、二五―二六頁。

- (8) 中央研究院近代史研究所編『四国新檔』『英国檔』上、一五六頁。
- (9) 『大清宣宗成(道光) 皇帝実録』(台湾華文書局) 卷四三七、道光二六年二月丙子。『四国新檔』『英国檔』上、一二二頁。
- (10) 『四国新檔』『英国檔』上、一三〇頁、「徐廣縉上奏」。
- (11) 『水戸藩史料』(吉川弘文館、一九七〇年) 別記下、六一〇頁。
- (12) 同右、六二三～六二八頁。
- (13) 五代秀堯『琉球秘策』(写本、一九二二年、島津家臨時編輯所)。東京大学史料編纂所蔵『齊興公史料』収録。
- (14) 『歴代宝案』(台湾大学本) 一五冊、八七五三頁。
- (15) 『大日本維新史料』第一編ノ一、六七〇～六七八頁。『琉球王国評定所文書』(浦添市教育委員会) 第一卷、三七九頁。『歴代宝案』第一五冊、八七三七～八七四〇頁等。
- (16) 『大日本維新史料』第一編ノ三、四三八～四四六頁。
- (17) 同右、四四七～四四八頁。
- (18) 拙著『バウン号の苦力反乱と琉球王国』(榕樹書林、二〇〇〇年) 参照。
- (19) 『大日本維新史料』第二編ノ四、一〇七～一一〇頁。
- (20) Senate Executive Document No.34, pp.128-129. 石井孝『日本開国史』(吉川弘文館、一九七二年) 八九～九九頁。
- (21) 大羽綾子訳『日本遠征記』(法政大学出版局、一九五三年) 三六八～三七一頁等。
- (22) 『鹿児島縣史』第三卷(鹿児島県、初版一九四一年、復刊一九七四年) 一六六～一七二頁。豊見山和行「琉球王国末期における対外関係」(『歴史評論』六〇三号)。
- (23) 拙稿「琉球処分と樺太・千島交換条約」(荒野泰典他編『アジアのなかの日本史』Ⅳ、東京大学出版会、一九九二年)。真栄平房昭「一九世紀の東アジア国際関係と琉球問題」(溝口雄三他編『周縁からの歴史』、東京大学出版会、一九九四年)。横山伊徳「日本の開国と琉球」(『新しい近世史』二、新人物往来社、一九九六年) 等参照。
- (24) S・W・ウィリアム著／洞富雄訳『ペリー日本遠征随行記』(雄松堂書店、一九七〇年、「付録二」参照)。
- (25) 渡辺修二郎『阿部正弘事蹟』下(文昌堂、一九〇三年) 七〇七頁。
- (26) 『島津斉彬言行録』卷二(岩波書店) 八七頁。
- (27) 喜舎場『琉球見聞録』一五五、一五八頁。
- (28) 同右、一五七頁。
- (29) 『島津斉彬言行録』卷二。
- (30) 真境名安興『沖繩現代史』(『真境名安興全集』第二卷、琉球新報社、一九九三年) 一三頁。
- (31) 安良城盛昭は真境名安興の誤読を無批判に受け売りして、林文海(城間親方)が日本との「併合統一」論者であったかの如く紹介しているが、誤解も甚だしい(『新・沖繩史論』、沖繩タイムス社、一七九～一八〇頁参照)。

- (32) 拙稿「咸豊・同治期（幕末維新期）の中琉日関係再考——尚泰冊封問題とその周辺——」（『東洋史研究』第六四巻四号所収）。
- (33) 紙屋敦之「江戸上り」『新琉球史』近世編下（琉球新報社、一九九〇年）一七頁。
- (34) 島津斉彬は秘かに幕政改革を構想し、琉球使節の参府の機会を利用して、三〇〇〇～四〇〇〇名の薩摩兵と武器を使節の隊列に紛れ込ませて京都まで送り込み、京都朝廷の勅許を得て軍勢力を背景に幕府当局へ幕政改革を迫る計画であったが、事前に幕府に探知され、参府中止となったと言われる（『鹿児島県史料 斉彬公史料』第三巻、三二四～三二七頁）。
- (35) 紙屋「江戸上り」『新琉球史』近世編下、一二三頁。
- (36) 拙著『清末中琉日関係史の研究』第一編「附章Ⅰ」参照。
- (37) 安良城盛昭によれば、「琉球は版籍奉還から客観的には除外されていたと考えるべき十分な根拠が存在する」という（『琉球処分論』『新・沖縄史論』、一八一頁）。
- (38) なお、真境名安興は東国興が自主的な「版籍奉還」論者であったかのように紹介している（『真境名安興全集』第二巻、一三～一四頁）。しかし、真境名は典拠を明示しておらず、琉球の「社稷」維持のため日本に従うべしと主張したという資料も存在する（尚球「廢藩当時的人物」『那覇市史』資料篇第二巻中の四）。東国興は「日本専属論者」ではあっても「版籍奉還」≡併合統一論者ではないと言うべきであろう。
- (39) 東恩納寛惇『尚泰侯実録』（一九二四年、復刻一九七一年、原書房）。以下、東恩納『尚泰侯実録』と表記する。
- (40) 前掲・拙稿「咸豊・同治期（幕末維新期）の中琉日関係再考」。
- (41) 拙著『清末中琉日関係史の研究』第一編「附章Ⅰ」参照。
- (42) 下村富士男編『明治文化資料叢書』（風間書房、一九六二年）第四卷外交篇、一九頁。以下、松田編『琉球処分』と表記する。
- (43) 『沖縄県史』（琉球政府、一九六六年）第一二巻資料篇二、一九～二〇頁。以下、『沖縄県史』一二と表記する。
- (44) 松田編『琉球処分』、五〇頁。
- (45) 沖縄県立図書館東恩納文庫蔵『史料稿本』、『那覇市史』資料篇第二巻中の四（那覇市役所、一九七一年）一二二頁。
- (46・47) 拙稿「明治初期在日琉球使節の任務と動向Ⅰ・Ⅱ」（豊見山和行編『琉球王家・尚家文書の総合的研究』、科研成果報告書、二〇〇八年三月）参照。
- (48) 『沖縄県史』第一二、三七～三九頁。
- (49) 松田編『琉球処分』、六四～六五頁。
- (50) 「琉球江問合」『尚家文書』（那覇市歴史博物館所蔵）七〇七号。
- (51) 拙稿「明治初期在日琉球使節の任務と動向Ⅰ」。
- (52) 『史料稿本』（『那覇市史』資料篇第二巻中の四所収）。

以下、『史料稿本』と表記する。

- (53) 『史料稿本』、『那覇市史』資料篇第二巻中の四、一二四
〜一二五頁。拙稿「咸豊・同治期（幕末維新期）の中琉
日関係再考」（『東洋史研究』六四巻四号）。
- (54) 松田編『琉球処分』、八九〜九〇頁。
- (55) 拙稿「明治初期在日琉球使節の任務と動向Ⅰ」。
- (56) 喜舎場『琉球見聞録』、一二頁。
- (57) 外務省編『日本外交文書』七巻「台湾生蕃処置方針三
箇条ニ関スル件」。
- (58) 『史料稿本』、『那覇市史』資料篇第二巻中の四。東恩
納『尚泰侯実録』二〇四〜二〇五頁。
- (59) 安岡昭男『幕末維新の領土と外交』（清文堂、二〇〇二
年）。石井孝『明治初期の日本と東アジア』（有隣堂、一
九八二年）。毛利敏彦『台湾出兵』（中央公論社、一九九
六年）等。
- (60・61) 外務省編『日本外交文書並主要文書』上巻（日本国
際連合協会、一八五五年、原書房復刻）。
- (62) 中央図書館台北分館蔵「處蕃提要」第四巻、二〜三頁。
同第五巻、一三頁。国会図書館憲政資料室蔵『岩倉具視
文書』159、「處蕃始末」一八、甲号。『尚家文書』一〇四
二号「明治七年戊午日記 東京琉球館役所」。藤井志津
枝『日本軍国主義的原型―剖析一八七一〜七四年台湾事
件―』（三民書局、一九八三年）、二二三〜二二四頁。張
啓雄「日清互換條約において琉球の帰属は決定されたか
―一八七四年の台湾事件に関する日清交渉の再検討―」
- (法政大学沖縄文化研究所編『沖縄文化研究』第一九号、
一九九二年）参照。
- (63) 『史料稿本』。
- (64) 「津波古親方口上控」『鍋島直彬沖縄関係文書』（国立
国会図書館憲政資料室蔵）。『尚家文書』一〇四二号。
- (65) 外務省編『日本外交文書』第七巻。
- (66) 『台湾琉球始末』巻四。
- (67) 「仏人ボアソナードノ意見」（平塚篤編『続伊藤博文秘
録』三二〜三六頁、原書房、一九八二年）。
- (68) 松田編『琉球処分』、七七〜七八頁。
- (69・70) 同右、七七〜七九頁。
- (71) 喜舎場『琉球見聞録』、一二頁。
- (72) 東恩納『尚泰侯実録』、二四八頁。
- (73) 松田編『琉球処分』、七九〜八〇頁。東恩納編『尚泰侯
実録』、二四八〜二四九頁。
- (74) 「琉球藩官員へ説諭往答始末」（松田編『琉球処分』、八
五〜八八頁）。
- (75) 松田編『琉球処分』、八二〜八三頁。喜舎場『琉球見聞
録』、五〇頁。
- (76) 外務省編『大日本外交文書』八巻「琉球藩処分ニ関ス
ル件」。
- (77) 松田編『琉球処分』。喜舎場『琉球見聞録』。東恩納
『尚泰侯実録』。『史料稿本』等参照。
- (78) 喜舎場『琉球見聞録』、一三頁、四八頁参照。
- (79) 同右、三五〜三八頁。松田編『琉球処分』、一二六〜一

二九頁。

- (80) 喜舍場『琉球見聞録』、三九頁。
- (81) 松田編『琉球処分』、一五一頁。
- (82) 喜舍場『琉球見聞録』、八二～八三頁。
- (83) 外務省編『大日本外交文書』八卷。東恩納『尚泰侯実録』。『史料稿本』等参照。
- (84) 松田編『琉球処分』、一六〇頁。
- (85) 喜舍場『琉球見聞録』、七九頁。尚球『廢藩當時の人物』(『那覇市史』資料篇第二卷中の四所収)。
- (86) 喜舍場『琉球見聞録』、八二頁。
- (87) 拙稿「明治初期在日琉球使節の任務と動向Ⅰ・Ⅱ」。
- (88) 拙編『琉球救国請願書集成』(法政大学沖縄文化研究所、一九九二年)参照。
- (89) 『沖縄県史』一二、一四六～二四八頁。
- (90) 松田編『琉球処分』、一六七頁。
- (91) 東恩納『尚泰侯実録』、三二一～三三三頁。喜舍場『琉球見聞録』、一〇三頁。
- (92) 『近事評論』五号(『那覇市史』資料篇第二卷中の四所収)。
- (93) 拙稿「琉球救国運動と日本・清国」(『沖縄文化研究』一三号、法政大学沖縄文化研究所、一九八七年)参照。
- (94) 東恩納『尚泰侯実録』、三二〇～三三二頁。『史料稿本』、一七二頁。
- (95) 拙稿「在東京琉球藩邸投書事件考―日中同祖論者の琉球処分反対論をめぐって―」(『地域と文化』二八号、ひ

るぎ社、一九八四年)。

- (96) 東恩納『尚泰侯実録』、三三四頁。
- (97) 拙稿「明治初期在日琉球使節の任務と動向Ⅱ」参照。
- (98) 『沖縄県史』(沖縄県教育委員会、二〇〇五年)各論編四「近世」、六四二頁。『中山世譜』卷一三(伊波他編『琉球史料叢書』四、二八九頁。以下、頁数は同書による)。
- (99) 外務省編『大日本外交文書』第八卷、二九六～三〇八頁。
- (100) 同右、三〇一頁。
- (101) 拙著『清末中琉日関係史の研究』、六五〇～六五二頁。
- (102) 外務省編『大日本外交文書』第八卷、三〇九頁。
- (103) 『中山世譜』卷一三、二八九～二九二頁。
- (104) 『光緒朝中日交渉史料』(文海出版社、上冊)卷一、二一頁。
- (105) 吳汝綸編『李文忠公(鴻章)全集』六(文海出版社)、訳署函稿卷六、三一～三三頁(以下、『李鴻章全集』訳署六のように略称)。
- (106) 吳汝綸編『李文忠公(鴻章)全集』一(文海出版社)、奏稿卷二九、一～二頁(以下、『李鴻章全集』奏稿二九のように略称)。
- (107) 『光緒朝中日交渉史料』卷一、二二頁。なお、何・丁両名の提案は向徳宏らの意向を汲んで案出されたものである。というのも、明治政府との談判交渉に当たった向徳宏は、琉球問題を日清間で解決するように主張し、ま

た万国公法のもとでも両属国家の存在は許されると強調していたからである（松田編『琉球処分』、一六五頁。

『近事評論』第五号。拙編『琉球救国請願書集成』等参照。

- (108) 『光緒朝中日交渉史料』巻一、二二―二二頁。なお、礼部・総理衙門へ請願のため北京へ赴きたいという向徳宏らの要請は受け入れられず、帰国命令が出されたことは、琉球の苦境が清国側にはまだ充分理解されていなかったことを示している。

- (109) 外務省編『日本外交文書』第一〇巻、一九九頁。

- (110) 何如璋『使東述略（増補詠）』（文海出版社）。

- (111) 黄遵憲『続懷人詩』自注（吳天任『黄公度先生伝稿』七六頁）参照。

- (112) 拙稿「黄遵憲の流求歌とその周辺」（清末中琉日関係史の研究）第三編第二章。

- (113) 『李鴻章全集』訳署八、二頁。松田編『琉球処分』、二七五頁。

- (114) 拙編『琉球救国請願書集成』、三九―四三頁。

- (115) 『何少詹文鈔』巻中（『茶陽三家文鈔』四五―五四頁、以下、頁数は同書による）。

- (116) 王芸生著・長野等訳『日支外交六十年史』第一巻、一七八―一八一頁。『李鴻章全集』訳署八、二―四頁。

- (117) 『李鴻章全集』訳署八、四―五頁。

- (118) 文海出版社編『清季外交史料』光緒朝一、二六八―二八九頁。

- (119) 拙著『清末中琉日関係史の研究』第二編第一章第三節参照。

- (120) 『茶陽三家文鈔』五四―五八頁。拙稿「琉球処分と千島・樺太交換条約」参照。

- (121・122) 『那覇市史』資料篇第二巻中の四、五一―五二七頁。

- (123) 張啓雄「何如璋の琉案外交―以〈失言事件〉為論題中心―」（『第一屆中琉歴史関係国際學術會議論文集』聯合報文化基金会・国文学獻館、中華民國七六年）参照。

- (124) 『史料稿本』。東恩納『尚泰侯実録』等参照。

- (125) 松田編『琉球処分』、二〇一―二二三頁。

- (126) 『史料稿本』。東恩納『尚泰侯実録』等参照。

- (127) 松田編『琉球処分』、二二四頁。

- (128) 同右、二二四―二二五頁。

- (129) 『史料稿本』。東恩納『尚泰侯実録』等参照。

- (130) 外務省編『日本外交年表並主要文書』上巻。

- (131) 『沖縄県史』一五。外務省編『日本外交文書』第二二巻。

- (132) 喜舍場『琉球見聞録』、一一三―一二五頁。

- (133) 東恩納『尚泰侯実録』。外務省編『日本外交文書』等参照。

- (134) 松田編『琉球処分』、二二八―二二九頁。

- (135) 喜舍場『琉球見聞録』、一一九頁。

- (136) 松田編『琉球処分』、二三四頁。喜舍場『琉球見聞録』、一七頁。

- (137) 前掲・拙稿「琉球救国運動と日本・清国」参照。

- (138) 松田編『琉球処分』、三〇四～三二八頁。
- (139) 拙著『沖繩近代史研究』（沖繩時事出版、一九八一年）、一一～二五頁。
- (140) 芝原拓自他編『日本近代思想大系 対外観』（岩波書店、一九八八年）等参照。
- (141) 比屋根照夫『自由民権思想と沖繩』（研文出版、一九八二年）、四八頁以下参照。
- (142) 芝原他編『日本近代思想大系 対外観』、四二五～四二七頁。
- (143) 『近事評論』（『那覇市史』資料篇第二卷中の四所収）第一七〇号・第一八八号。
- (144) 拙著『清末中琉日関係史の研究』第四編参照。
- (145) 拙編『琉球問題と清国ジャーナリズム（資料篇Ⅰ）』（『琉大教育学部紀要』二三八集）。
- (146) 中央研究院近代史研究所編『清季中日韓関係史料』第二卷、三九九頁。原田環『朝中（両載体制）成立前史』（『近代朝鮮の社会と思想』、未来社、一九八一年）参照。
- (147) ただ、琉球の密使が朝鮮を経由して清国へ入り、救援を訴えているという清国メディアの報道に留意しておきたい（一八八四年三月一九日付『循環日報』）。
- (148) 『琉球所属問題関係資料』（本邦書籍）第一卷。『外国新聞に見る日本』（毎日新聞社）②本編。山口栄鉄編『琉球王国の崩壊』（榕樹書林、二〇〇二年）等参照。
- (149) 沖繩歴史研究会編『大隈文書』、二九～六一頁。
- (150) 外務省編『日本外交文書』第二二卷、一七八～一七九、一八二～一八七頁。
- (151) 『李鴻章全集』訳署九、一九～二九頁。
- (152) 拙編『琉球救国請願書集成』参照。
- (153) 『李鴻章全集』訳署一〇、一〇～一五頁。
- (154) 『琉球所属問題関係資料』八巻、四八六～四九二頁、四九五～五〇一頁。
- (155) 『李鴻章全集』訳署一〇、二六～二七頁。
- (156) 『沖繩県史』一五、一七〇～一七一頁。
- (157) 同右、二五九～二六〇頁。
- (158) 拙著『清末中琉日関係史の研究』第二編第二章参照。
- (159) 『請球案緩結』（『李鴻章全集』訳署一一、三七～三八頁）。
- (160) 喜舎場『琉球見聞録』、一四九頁。
- (161) 拙稿『琉臣殉義事件考』（『球陽論叢』、論集刊行委員会、一九八六年）参照。
- (162) 蔡大鼎『北上雜記』（欽思堂、光緒甲申一〇年）巻一、一八～二〇頁。
- (163) 王彦威等編『清季外交史料』（文海出版社）巻二五、七～八頁。
- (164) 宮内庁編『明治天皇紀』第五、三八六～三八七頁。『井上世外公傳』四二八頁。
- (165) 国立国会図書館憲政資料室蔵『三条家文書』（明治期書類の部、外交関係、四二）。
- (166) 『琉球所属問題関係資料』第八巻、一〇五七～一〇八二頁。

- (167) 拙著『清末中琉日関係史の研究』第二編第三章第二節参照。
- (168) 拙編『琉球救国請願書集成』、九〇～九四頁。
- (169) 喜舍場『琉球見聞録』、卷之四、一四九頁。
- (170) 拙稿『毛鳳来の清国亡命事件とその周辺』（『第五回中琉歴史関係学術会議論文集』、福建教育出版社、一九九六年）参照。
- (171) 拙稿『琉球・沖繩史における〈民族〉の問題』（『新しい琉球史—安良城盛昭先生追悼論集—』榕樹書林、一九九六年）参照。
- (172) 井上毅伝記編纂委員会編『井上毅伝』史料編第四卷（國學院大學図書館、一九七一年）三四九～三五〇頁。
- (173) 関係文書研究会編『伊藤博文関係文書』七卷（柏書房、一九七三年）一〇六頁。
- (174) 『沖繩県史』一五、三五七～三五八頁。
- (175) 鈴木智夫『洋務運動の研究』（汲古書院、一九九二年）第五編。茂木敏夫「李鴻章の属国支配観」（『中国—社会と文化』第二号）。芝原拓自「日本近代化の世界史的位置」（岩波書店、一九八一年）等参照。
- (176) 中塚明『日清戦争の研究』（青木書店、一九六八年）三六～四六頁。高橋秀直『日清戦争への道』（東京創元社、一九九五年）第一編第一章参照。
- (177) 朝鮮総督府編『近代日鮮関係の研究』下（原書房、一九七三年復刻）。彭澤周『明治初期日清韓関係の研究』（塙書房、一九六九年）等参照。
- (178) 『清季中日韓関係史料』第三卷、八九八頁。
- (179) 『光緒朝中日交渉史料』上、卷四、一～二頁。
- (180) 拙著『清末中琉日関係史の研究』第二編第三章参照。
- (181) 『清季中日韓関係史料』第三卷、一〇五八頁。
- (182) 『李鴻章全集』訳署一三、五九～六〇頁。
- (183) 『沖繩県史』一五、三六〇～三六二頁。
- (184) 同右、三五八～三五九頁。
- (185) 劉伯奎『中法越南交渉史』（台湾学生書局、中華民國六九（一九八〇）年）。龍章『越南與中法戦争』（台湾商務印書館、一九九六年）。山本達郎編『ベトナム中国関係史』（山川出版社、一九七五年）第九章。坂野正高『近代中国政治外交史』（東京大学出版会、一九七三年）等参照。
- (186) 『井上毅伝』史料編第一卷、三五五～三五六頁。
- (187) 同右、第四卷、六一七～六一八頁。
- (188) 拙著『清末中琉日関係史の研究』第三編第三章参照。
- (189) 『日本外交文書』一六卷、三二～三五頁、四七四～四七八頁。『沖繩県史』一五、三六二～三六三頁。『明治天皇紀』六卷、三二八～三二九頁。
- (190) 『沖繩県史』一五、三六三～三六四頁。
- (191) 顧廷龍等編『李鴻章全集』電稿一（上海人民出版社、一九八五年）一七頁。
- (192) 曾根嘯雲『法越交兵紀』（報行社藏版、文海出版社影印）五七一～五八五頁。
- (193) 坂野『近代中国政治外交史』、三五六～三五七頁。
- (194・195) 劉伯奎『中法越南交渉史』。坂野『近代中国政治外

「交史」参照。

- (196) 「井上馨あて榎本報告」『秘書類纂』後編下、三六二～三六四頁。もともと、馬尾敗戦から二週間後の九月の時点で、「日本軍艦は長崎に駐泊し、勢いに乗じて琉球問題に決着をつけようとしている」という黎庶昌の電報を総理衙門へ転送した際に、李鴻章は「西洋の電報及び上海の新聞も皆この情報を伝えている」と追記して対日警戒心を喚起していることに注目すべきであろう（顧等編『李鴻章全集』電稿三、四四頁）。
- (197) 田中正俊「清仏戦争と日本人の中国観」〔思想〕五一二号。伊東昭雄「清仏戦争と東アジア・試論」〔横浜国立大学論叢〕三七卷二・三号。
- (198) 大山梓編『山県有朋意見書』（明治百年史叢書、原書房）一三七頁。
- (199) 『沖繩県史』一五、三六四～三六五頁。
- (200) 田保橋『近代日鮮関係史の研究』上。坂野『近代中国政治外交史』等参照。
- (201) 『清季中日韓関係史料』四卷、一六〇三～一六〇四頁。同右、一六四四～一六四八頁。
- (202) 『光緒朝中日交渉史料』上、卷七、八頁。
- (203) 『日本外交年表並主要文書』上、一〇三～一〇四頁。
- (204) 王紹坊『中国外交史』（河南人民出版社、一九八八年）第一冊、九〇～九一頁。
- (205) 『沖繩県史』一五、三六六～三六八頁。
- (206) 拙著『清末中琉日関係史の研究』第二編第三章、四六三～四七五頁。
- (207) 本稿では琉球王国の廃滅のプロセスで採られた干渉・抑圧政策の総体を琉球処分と理解している。従来、明治国家の領土画定の視点から、明治初期の一連の対琉球施策を琉球処分と規定してきたが、琉球の「主権」問題という視点からアプローチすれば、次のように規定すべきであろう。即ち、王国の「主権」が「所屬」問題として国際的に論議あるいは干渉の対象となり、一方的に剝奪された後、「主権」回復の試みが最終的に挫折する歴史過程全体（アヘン戦争から日清戦争まで）における一連の干渉・抑圧政策を、「広義の琉球処分」とみなし、一八七〇年代以降の明治政府による強権的な琉球併合とその後の琉球問題の処理を、「狭義の琉球処分」と規定したい。
- (208) 『沖繩県史』一五、三七七頁。
- (209) 『愛国新誌』第二六号（一四年三月六日）。
- (210) 『李鴻章全集』六、訳署八、二五～二六頁。郭嵩燾『養知書屋詩文集』卷一一、二二三～二二四頁。
- (211) 『清季中日韓関係史料』第二卷、五四四～五四七頁。
- (212) 『檀香山国王来見問答節略』等（『李鴻章全集』訳署一二、九～一四頁）。
- (213) 潘佩珠著、長岡・川本編『ヴェトナム亡国史』（平凡社、一九六六年）「解説」参照。なお一九世紀の琉球王国と同様に、東アジアの小国も次々に「主権」を剝奪されたものの、「主権」喪失のプロセスで長期の頑強な抵抗を

試み、その歴史的経験が朝鮮やベトナムの主権回復＝独立実現のエネルギーへ転化したことに留意したい。

〔付記〕 本稿は二〇〇八年五月一七日、大阪経済大学日本経済史研究所主催「黒正塾 第六回春季歴史講演会」の講演原稿に手を加えたものである。

（にしざと きこう・沖縄大学教授、琉球大学名誉教授）